

平成30年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成30年10月1日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

山西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- とくしまの学校における働き方改革プラン（素案）概要（資料1）
- 「教育委員会障がい者雇用推進チーム」の設置について（資料2）

美馬教育長

教育委員会に関する事項につきまして2点御報告申し上げます。

1点目は、とくしまの学校における働き方改革プラン（素案）の概要についてでございます。

お手元の資料1、1ページを御覧ください。

県教育委員会では、市町村教育委員会や学校と連携しながら、教職員の働き方改革の推進を図っているところでございますが、この取組を一層加速させるため、新たな取組指針となるとくしまの学校における働き方改革プランの策定を進めているところであり、この度、プランの素案について概要を御報告させていただくものです。

プランの目的といたしましては、業務の適正化と質的転換による教育力の向上と持続可能な学校づくりとしており、勤務時間の管理と意識改革、業務改善の推進などの推進のための五つの柱の下、取組を進めることとしております。

目標といたしましては、全県下全ての公立学校の時間外勤務の縮減目標を設定することとしており、今後、国の動向等を踏まえ本県の目標を設定し、計画的に取り組んでまいります。

2ページ目以降につきましては、五つの柱ごとに、プランの主な内容を抜粋したものであり、県教育委員会の取組とともに、市町村教育委員会と学校に提案する取組例をそれぞれ具体的に記載しております。

今後のスケジュールでございますが、プランの策定に当たっては、学校や市町村教育委員会等の教職員で構成する学校における働き方改革推進チームでの提案や意見を反映させる形で進めており、今後、推進チームにおいて更なる意見集約を行い、11月を目途に策定することとしており、11月議会文教厚生委員会の事前委員会において報告させていただく予定でございます。

県教育委員会といたしましては、教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間を十分確保し、健康で生き生きと働くことにより、本県の教育力を一層高めることができるよう取り

組んでまいります。

2点目は、教育委員会障がい者雇用推進チームの設置についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

1、概要といたしましては、教育委員会における障がい者雇用の拡大に向けた取組を、短期、中期的な視点から検討を行うため、事務局内に障がい者雇用推進チームを設置するものでございます。

2、構成につきましては、副教育長をトップに、事務局の各所属のほか、教育現場である公立の小、中、高、特別支援学校からも参加いただくこととしております。

3 検討事項につきましては、推進チームでは、主に、障がい者雇用の推進に関すること及び働きやすい職場環境づくりに関することについて検討していくこととしております。

これら検討に当たっては、障がいのある方を支援する団体や、障がい者雇用に力を注いでいる企業、大学の有識者の皆様の御意見を頂きながら進めてまいります。

4、スケジュールにつきましては、第1回目を今月下旬に開催することとし、今年度は3回程度を予定しております。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

山西委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

今説明いただきました資料1のとくしまの学校における働き方改革プランということで、本会議でも委員長が質問されていた話なんですけども、今回その概要というのが資料として添付されてるんですけど、少しお伺いしたいと思います。

このプラン策定の経緯についてと今後どのように取り組まれて、まとめをどのようにしていくのかっていうことをいろいろされるといような今の御説明なんですけど、11月には提示してくれるというお話なんで、具体的にどのような形でされていくのかっていうところを確認したいと思います。

臼杵教育政策課長

働き方改革のプランに関してでございます。

このプランの策定の経緯と今後どのようにまとめていくのかというところでございます。

県教育委員会では、本年度よりスクールサポートスタッフの配置でありますとか、部活動指導員の配置など外部人材の活用でありますとか、学校における働き方改革モデル事業を創設をいたしまして、重点モデル地域やモデル校で業務改善に集中的に取り組むなど積極的に取組を進めているところでございます。

また、本年度学校や市町村教育委員会等の教職員で構成をいたします働き方改革推進チームを設置をいたしまして議論を行っておるんですけども、この議論の中で市町村教育委員会や学校が取り組むことができる具体的な方針を示す必要があるのではないかという意見がございまして、この推進チームでの提案や御意見を踏まえながら、県教育委員会としましてこのプランを策定するというところで着手をしたところでございます。

本日素案としまして御報告させていただきましたが、市町村教育委員会、学校が取り組む具体的な取組例を示しますとともに、県教育委員会が取り組む支援策で構成をするということとしております。

現在、推進チームからの更なる提案等を頂いているところでございまして、この中では、取組の効果なども盛り込んでどうかという意見でありますとか、見やすく分かりやすい工夫が必要との提案もあったところでございまして、こうした点を今後反映しながら内容をより深めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、策定の過程におきましては、小・中学校、県立学校の校長等の御意見も頂きながら11月中には完成をさせまして市町村教育委員会、学校、県下全ての公立学校にお示しをしたいというふうに考えているところでございます。

岡田委員

いろいろなモデルを資料に書いてくださってますけど、それぞれの取組例として11月には県下の学校に紹介してくださるという話なんですね。

そしたら徳島県の学校の先生方のその時間外勤務っていうのは、80時間超えてというような話なんですけども、その中であって、その時間外勤務の縮減を設定して取り組んでいただくというようなことなんですけども、小学校、中学校、高校、幼稚園もそうなんですけど、それぞれ学校によってそれぞれ先生方の働き方というか、働いてる時間というのは違ってくると思うので、目標を立てるに当たっても、その目標を立てることがその削減につながるのかというと、実務の中身の話によってできることとできないことというのが当然あると思うので、現場の先生方の声と学校の地域の状況によっては違ってくると思うんですけども、それを是非、考慮していただきたい。

数値が目標なんじゃなくて、その現場の先生方と地域の皆さん方との中でその時間の削減っていう部分に是非、到達していただけるように取り組んでいただきたいと思うんですけども、どれぐらいの縮減っていうか、目標として取り組もうとされているんですか。

臼杵教育政策課長

目標としましてどの程度の縮減を考えているのかというところでございますが、他の都道府県教育委員会におきましても、こうした教職員の超過勤務などの縮減目標を設定している団体が幾つかございまして、例えば、取組目標を例えばですけども、3年後までに月80時間を超える常勤従事者をゼロにするとか、あるいは3年間で月当たりの時間外勤務を25%削減するといった目標を設定している団体がございます。

また、文部科学省も近く公立学校教員の勤務時間の上限を盛り込んだガイドラインを示すというふうに聞いておりまして、こうした状況など踏まえまして、また働き方改革推進チームの意見も踏まえまして本県の目標を設定してまいりたいというふうに考えておりま

す。

岡田委員

3年間でっていうような目標削減のプランを見ながらっていうようなお話なんで、本当に時間を掛けて、ゆっくりと理解をしてもらいながら、その先生方の働き方を変えていただくっていうことと、先ほど言いましたけど、地域の方とか子供たちっていう部分で、その先生の働く時間を削減するのが目的ではなくて、子供たちの学びの場とその活動する場というのを確保しながらの先生の働き方改革であることを忘れずに、取り組んでいただきたいと思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

それとせつかくプランを策定されるので、県下の学校で11月には公表されますっていうお話だったんですけども、着実に推進を図っていただくために、どのように今後各市町村の学校まで、こういう取組例っていう部分を理解してもらって、これだったらやってみようかっていうふうに取り組んでいただけるよう、推進していく予定なのか教えてください。

臼杵教育政策課長

今後どのように市町村や学校において取組を着実に進めていくかというところでございます。

このプランは、教育の現場でしっかりと活用が図られますように、より分かりやすく取り組みやすいものとするところとしたいと思っております。本年度指定をしておりますモデル校等での取組例の効果でありますとか、またビジュアルなども取り入れまして、様々な工夫を凝らしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、県教育委員会といたしましても、スクールサポートスタッフなどの外部人材のより一層の活用でありますとか、学校管理職員への働き方に関するマネジメント研修の実施、学校への調査、照会ものの一層の精選でありますとか、テレビ会議を活用しました研修の充実にしっかりと努めてまいりまして、こうした支援策を計画的に推進をしてまいりたいというふうに考えております。

また、市町村教育委員会や学校に十分に御理解を頂くために教育長会や校長会等の場を通じまして、丁寧に御説明のほうも行ってまいりたいと考えております。

また、教職員一人一人にプランが確実に届きますように、全教職員を対象に広報紙を活用いたしまして、周知に努めたいというふうに思っております。

更に学校現場での改善を着実に推進していくためには、保護者の皆様の御理解が不可欠であるというふうにも思っております。このため保護者向けの県教委の広報紙における働き方改革の周知でありますとか、ホームページの充実にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、教育現場での実践をしっかりと後押しをいたしまして、より実効性のある改善につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

岡田委員

是非、せつかく作ってくださってるプランなんで、県下の幼稚園、小学校、中学校、高

校に浸透するように、丁寧に周知していただくとともに、先生方が選べるいろいろな方法が書いてくださってるような取組例なので、いろいろな事例として挙げてくださってるようなので、先生方が、これなら、ここからだったらまずは取組ができるなって思われるように丁寧に御説明していただいて、そしてまた、その取組の方法についても丁寧に、ここはこうやったらいけるとお思いますっていうところの部分まで教えていただいたほうが、事例としてこういうふうにされていた、モデル校ではこういうふうにあった、こういうふうにもうまくいってますというような事例等々も紹介していただいて、丁寧に説明していただいて、先生方の働き方が変わることと、それと県下の学校中での体制づくりに取り組んでいただきたいとお思います。よろしくお願ひしたいとお思います。

次に、障がい者雇用推進チームも、今回説明があったんですけども、もう少し詳しく概要を教えてくださいたいと思うんですけど。

臼杵教育政策課長

本日、御報告させていただきました障がい者雇用推進チームの設置について、もう少し詳しくというところでございます。

県教育委員会における障がい者雇用の拡大に関しての取組などを検討する事務局の横断的なチームといたしまして設置をするというものでございます。

この推進チームでは、教育委員会における障がい者雇用の在り方を改めて検証いたしますとともに、障がいのある方を対象といたしました新たな業務の創出や、安全で働きやすい環境づくりについて検討してまいるといこととしております。

チームの構成は、副教育長をトップといたしまして、事務局の全ての課長及び文化の森、総合教育センターなどの教育機関も加えまして公立の小中学校、高等学校、特別支援学校といった、教育現場からもメンバーとして参加を頂くこととしております。

検討に当たりましては、障がいのある方を支援する団体でありますとか、障がい者の雇用に力を注ぐ企業、大学等の有識者の皆様から御意見を頂きながら、障がいのある方が教育現場において、それぞれの障がいの特性に応じ、安全に働くことのできる就労の場の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

検討のスケジュールといたしましては、現在、関係団体に御協力いただきまして、聞き取り調査を行っているところでございます。

まずは、こうした御意見や提案を踏まえまして、第1回を今月下旬に開催をいたしまして、今年度につきましては3回程度を実施することといたしまして、障がい者雇用の拡大に向けて短期的、中期的な視点から検討しまして、教育委員会における雇用拡大の方針等をまとめてまいりたいと考えているところでございます。

岡田委員

今の説明の中で、年3回ってということで今月下旬にまずは1回目を開催されて、それから年度内に3回ということの計画のようなんですけども、具体的な検討内容について説明いただけますか。

臼杵教育政策課長

本日の報告では、推進チームで検討するものとしたしまして、障がい者雇用の推進に関することと、そして働きやすい職場環境づくりに関することと御説明をさせていただいております。

その内容につきまして具体的に申し上げますと、障がい者雇用の推進につきましては、これまで教育委員会が取り組んでまいりました、教員採用における身体に障がいのある方を対象とした選考試験でありますとか、小・中学校の事務職員における身体障がい者雇用枠での採用、特別支援学校の卒業生に対する就労支援の一環とした際のチャレンジ雇用、こうしたものに関しまして雇用の在り方を改めて検証いたしますとともに、障がいのある方を対象とした新たな業務の創出を検討してまいりたいと考えております。

また、働きやすい職場環境づくりという面では、障がいのある方を雇用する上で円滑に職場に定着を頂きまして、勤務環境に適応するための必要な対応策を検討をいたしますとともに、各職場内における合理的な配慮について改めて確認をしたいというふうに考えております。

こうした検討には、関係団体の御協力を頂きまして、御意見や御提案を踏まえながら行うこととしておりまして、教育委員会における着実な雇用の拡大につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

岡田委員

是非、教育委員会において障がい者の雇用の新たな創出、業務の創出っていう部分で、障がいのある方の仕事ができる内容のものと、ちょっと厳しいものがあると思うので、それぞれできる仕事をできる方に、ちゃんと回っていくような仕組みづくりというのも検討いただきたいと思っておりますし、また、具体的な支援団体とか企業さんとも連携をしながらってようなお話もあったんですけども、その具体的なところで教えていただくことができるところは教えてください。

臼杵教育政策課長

具体的な支援団体や企業は、どこかというところでございます。

今回、障がいのある方を支援する団体の方に御協力を頂きたいと考えておりまして、今例えば、徳島県身体障害者連合会の皆様でありますとか、徳島県手をつなぐ育成会などの皆様に御意見を伺うこととしておりまして、現在御理解と御協力を頂きましてアンケートによる聞き取り調査を行っておるところでございます。

アンケート内容としましては、例えば、障がいの特性に応じて、どのような業務が考えられるかというところ、また教育現場で新たな業務を検討する上で雇用上の配慮や環境整備はどのようなものですかと、そうしたところを確認してまいりたいと考えております。

また、企業につきましては今後お願いをすることになりますけれども、実際に様々な能力を持った障がいの方々の力を生かしながら、事業の展開を図っていらっしゃるなど障がい者の雇用に力を注ぐ企業から御意見を伺ってまいりたいと考えております。

頂いた御意見を取りまとめまして、第1回の推進チームにおきまして会議の重要な資料としたしまして、活用させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

岡田委員

是非、いろいろな障がいの方のそれぞれの能力を十分引き出して仕事していただけるような取組として、丁寧な調査を行っていただいております。

それと企業さんについてですが、45.5人の企業さんからその障がい者雇用っていうのが義務付けられているという部分もありますので、保健福祉部でも言ったんですけど、保健福祉部とその教育委員会と連携して、大企業さん先行して、いろいろ取組をしてくださっていいんですけど、中小企業又は零細企業、県内のいろんな企業さんが障がい者の方も雇用したいという要望もございます。それにも見合った取組もできるようにいろんな職種の方とのマッチングになるように是非、その企業さんにつきましては、いろんな障がい者の雇用とその企業さんとのつながっていくような取組として教育委員会のほうでも、それぞれのいろんな職種を選んでもらえるような選択肢の幅を広げてもらうためにも、特に徳島県内、中小零細企業が多いので、いろんな企業体があるのは当然なんですけども、それぞれにマッチングできるような取組になるように支援もお願いしたいなと思いますし、雇用につなげてもらえるような取組を是非、力を入れてやっていただきたいと思います。

障がい者雇用推進チームの検討結果っていうのを障がい者雇用に反映していくという部分で今お願いしたように中小企業、県内のそれぞれの企業さんのほうにもつなげていただきたいっていうことで、それでこのチームはどれくらいの期間を掛けて、どれくらいの目標でやられていくのか。障がい者雇用にどのようにつなげていくのかっていうところを最後に教えてください。

臼杵教育政策課長

推進チームでの検討結果を、どのように雇用に反映していくかというところでございます。

推進チームでの検討は、次年度から取り組んでいく短期的なものと、2年から3年を掛けまして計画的に取り組んでいく中期的なものと考えていくこととしております。

次年度から取り組むものとしましては、チャレンジ雇用としての非常勤職員の拡充でありますとか、配置される職場の掘り起こしなどを想定しておりまして、来年度、新たな採用につながるようしっかりと検討してまいりたいと考えております。

また2年から3年を掛けて取り組むものとしましては、正規の教職員において障がいのある方にとってどのような勤務の形であれば、より働きやすいのか、また働きやすい職場として、どのような合理的配慮が考えられるかなどを検討していきたいと考えております。

これら短期的、中期的な取組を着実に実行していくことによりまして計画的な採用はもとより、それぞれの障がいの特性に応じまして、障がいのある方が生き生きと働くことのできる就労の場の実現を図ってまいりたいと考えております。

岡田委員

短期、中期、長期というような取組でいろいろ分けてということでしたので、全ての障がい者の方がそれぞれ働ける場所っていうのを創出していただけるように取組を進めていただきたいと思います。

次に事前委員会において我が会派の嘉見委員が質問されていたことなんですけども、徳島新聞社が一般社団法人として移行した一連の経緯について、一般社団法人としてはどのような活動ができるのかということ再度確認させていただきたいと思えます。

臼杵教育政策課長

一般社団法人徳島新聞社に関してでございます。

徳島新聞社が一般社団法人に移行した経緯というところと、一般社団法人としてどのような活動ができるかというところでございます。

まず経緯についてでございますが、徳島新聞社は昭和19年5月に旧民法によります公益社団法人としまして設立をされましたが、徳島市内唯一の県紙としまして徳島新聞の発行、社会貢献事業など実施をしてきたところでございます。

この間は公益法人でありましたので、法人の運営全般にわたりまして県が指導監督を行うという立場でございました。平成20年に公益法人制度改革関連3法が施行されまして、旧民法によります従来の公益法人は、平成25年11月末までに公益性のある法人か公益性のない一般法人に移行しなければならないと規定をされたところでございまして、このために徳島新聞社は平成24年3月に公益性のない一般社団法人へ移行したというところでございます。

どのような活動ができるかというところでございますが、一般法人は移行前の残余財産を移行後に計画的に支出をしていくということ、これは公益目的支出計画というのですけれども、こういう義務がございまして、それ以外の活動につきましては一般企業とほぼ同じ活動内容となるものでございます。

また、この公益目的支出計画の額がゼロとなるまでは県所管の法人としまして、この計画に係る部分について県の指導を受けるというところになります。

徳島新聞社も公益目的支出計画によりまして、移行前の残余財産でございまして約134億円を56年間でゼロにするという計画になっておりまして、年度当たり約2億4,000万円を支出していくというものでございます。

この計画の事業内容としましては、地域産業振興やスポーツ振興など四つの公益的事業を展開しますとともに、公益財団法人徳島新聞社会文化事業団への寄附を行うというものでございます。

この計画以外では法人として様々な一般的な活動を行っているというふうに認識をしているところでございます。

岡田委員

それでは一般社団法人としての徳島新聞社は公益の計画を支出して、それ以外は一般の企業と同じ活動ができるというようなお話だったんですけれども、現在県教育委員会では徳島新聞社にどのような指導が行われているんですか。

臼杵教育政策課長

県教育委員会から徳島新聞社へどのような指導を行っているかというところでございます。

現在の県教育委員会から徳島新聞社への指導といたしましては、先ほど申し上げました公益目的支出計画の確実な履行を確保するというところで指導を行っているところでございます。

これは、法の規定では公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において監督を行うと規定されておりまして、例年公益目的支出計画の実績報告書を提出いただきまして、計画の適正な執行、つまり約2億4,000万円が計画どおり執行されていることを書面により確認しているものでございます。

また一般法人でありますので、定期的な立入検査は行っていないところでございます。

この公益目的支出計画以外の活動につきましては、県監督の指導の範囲外でございまして徳島新聞社の裁量により活動されているところでございます。

岡田委員

それでは公益目的支出計画の実績報告を提出いただくということで、それで書面によって確認をされているということなんですね。そしたら一般的な仕事の部分に関しては教育委員会の枠外になるという解釈でよろしいですか。

臼杵教育政策課長

公益目的支出計画以外の部分につきましては、徳島新聞社のほうで自社の裁量によって活動を行っていらっしゃるという部分につきましては教育委員会の指導の範囲外ということになるものでございます。

岡田委員

そしたら事前委員会で確認させてもらったお話で徳島新聞社が3億円の寄附をするというところで、公益目的支出計画の変更を認可を行って寄附をされたということなんですけれども、改めてどのような内容で変更認可を行って、そのような3億円の寄附をすることを認められたのかということか、その内容を再度確認させていただきたいと思います。

臼杵教育政策課長

徳島新聞社の変更認可の内容の確認というところでございます。

徳島新聞社からの公益目的支出計画の変更認可の内容といたしましては、新たに徳島市に対しまして徳島の重要な無形財産であります阿波おどりの活性化、そして円滑な運営に寄与することを目的としまして3億円の寄附を平成30年度に限り行いたいというものでございました。

先ほど申しました毎年2億4,000万円を支出するという計画を平成30年度に限りまして5億4,000万円に増額をするというものでございました。

この寄附の相手先に徳島市を加えるということ、計画の増額につきましては、公益目的支出計画の変更になるというところで、知事部局が所管をいたします公益認定等審議会、これは申請の内容が適正かどうかを判断する審議会でございますが、そちらのほうに当課から徳島新聞社からの変更申請を諮問いたしまして、変更認可の基準に適合するという答申をいただきまして本年の5月23日付けで認可をしたというところでございます。

岡田委員

それでは5月23日付けでそれを認可をされたという話なんですけれど、それでその徳島市に寄附をされた3億円という部分が阿波おどりの活性化と円滑な運営に資するということで、徳島市に寄附したお金で機材を購入されたってというようなんですけれど、その部分について、県教育委員会としてはあらかじめそのことを承知していたのでしょうか。

臼杵教育政策課長

私どもが寄附をされたお金をもって機材を購入することをあらかじめ知っていたかというところですが、徳島新聞社からは本年2月末であったと思いますけれども、初めて相談があったものでありまして、徳島市への寄附を検討しているというものでございました。

それ以降何度か担当者レベルでのやりとりがあったというところで、当初の相談時から変更申請書におきましても寄附金の具体的な用途は阿波おどりの活性化、円滑化に資するという以外は説明を受けていないというところがございます。

法の規定によりまして、公益目的支出計画では地方公共団体に対します寄附が要件の一つと認められておりまして、徳島市に寄附をするということをもちまして認可の基準を満たしているというところで、当方からも寄附の使い道などについて確認をする必要がなく把握をしていないというところがございます。

機材を購入したということにつきましては、我々報道で初めて知ったというところがございます。

岡田委員

ということは報道で初めて知ったということで、徳島市にという公の部分に寄附という話ですので、公益に寄附する部分に関しては支出というのは当然認めているという流れであって、それが徳島市に、行った先がどのように使うかということは教育委員会としてはそこまでは知る必要がないというか権限がないというか、そういう理解でよろしいのでしょうか。

臼杵教育政策課長

寄附されたお金の用途といいますか使い道に関してでございます。

先ほど少し申しましたように、法の規定によりまして公益目的支出計画では地方公共団体に寄附をするというのが要件の一つでございます。法律で認められているものでございますので、私どもとしては寄附の使い道について確認をする必要がなかったということでございます。また公益認定等審議会において諮問をしまして、そこから適正であると判断を頂きましてこの寄附について認可をしたということで、使い道について私どもは確認をしていないというところがございます。

岡田委員

そしたらなぜ3億円という額になっているのかというその根拠について確認する必要は

今の話ではなかったようなんですけれども、また本当に確認しなくても相手が徳島市ということで公益的な支出先ということで出されたっていうことでよろしいんですね。

臼杵教育政策課長

3億円の規模の額に関しての根拠を確認する必要があったのではないかとこのところかと思えます。

3億円の根拠につきましては、私はまだ伺っておらないところでございます。

変更認可の要件は、先ほど申したように法の要件を満たすかどうかでございまして、寄附や算定の根拠を確認する必要がなく、確認をしていないというところでございます。

岡田委員

それでは県教育委員会さんにつきましては、その公益の社団法人としての認可っていう部分での権限はあって、その権限が限られているってことと、それと法律に基づいて適切な支出であるから支出を許可したっていうことで、計画どおりその書類が出てきて、そのように使われているということで当然、県教育委員会としてはそれを許可されたってというような経緯で説明は分かりました。

それでは、結局教育委員会っていうのは、今回の積敷の購入の部分での関わりがなかったというか、その権限に限りがあるので、それ以上踏み込んで聞くことができていないっていう部分で、また審議会に関しては、教育委員会の権限の中にあるんですか。

臼杵教育政策課長

寄附の使途に関しては、先ほど申し上げましたように認可の要件が地方公共団体に対してというところで確認をしておるとこの所でございます。

また、先ほど申しました審議会につきましては、これは知事部局の所管でございまして、そちらのほうに私どもからこの変更認可に関して諮問して答申いただいたと、そういう形でございます。

岡田委員

ということは、その審議会につきましても教育委員会は、こういうふうな上がっていき、審議してくださいっていうことを依頼して、それで審議会の中での答えが出たのを受け取って、それで認可を出したっていう話なので、それに当たっても教育委員会が、その審議会と、審議会の別の組織であって、その審議してもらった部分とそれを受けての教育委員会の判断であったっていうことになりますので。ということは、やはり教育委員会っていう部分では関わりがないということであるので、これ以上この話を進めていっても、なかなかその説明を聞くだけの話になってしまいますので、この件については会派に持ち帰らせていただきまして、また検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、SNS活用の生徒の心の相談っていう分について質問させてもらいたいと思うんですけども、もう一度事業の内容、目的はどういうものなのか説明いただけますでしょうか。

大西総合教育センター所長

岡田委員からのSNS活用、生徒の心の相談実証実験事業の内容、目的についての御質問であります。

これまでの本県の取組といたしましては、来所相談、電話相談等の相談支援を充実させてまいりましたが、しかしながらスマートフォンの普及に伴い、若年層のコミュニケーション手段がSNSに移行しているという事実があります。

相談に係る多様な選択肢を用意することにより、教育相談体制の充実を目的にこの事業をSNS相談のノウハウの豊富な外部業者に委託してLINEを活用した双方向の無料相談を行うことといたしております。

岡田委員

つまりそのLINEを活用した双方向のやり取りということなんですけども、では実際にいろいろな子供たちに少しでも歩み寄れるような方法としてLINEっていう部分の、子供たちが常に活用しているツール、SNSを使っての相談になっているようなんですけども、実際その相談内容とか、今までの方法よりもSNS、LINEを使ってされたほうが件数的には増えたのかどうか、それとか年齢、小学校から高校までっていうそれぞれの子供たちの世代もあると思うので、まずはその相談件数って増えたんですか。

大西総合教育センター所長

ただいま、岡田委員からの相談件数に関する御質問でございます。

相談件数につきましては、8月21日に、このLINEによる相談をスタートいたしまして、9月27日現在での相談受付件数は211件、1日にして約5.6件となっております。

校種別では中学校88件、高等学校80件、不明その他が43件となっております。

岡田委員

確実に1日5件も相談あるっていうことは、まずやり方としては、その子供たちがアプローチしやすいっていうような方法なのかなっていうふうな証明されていると思いますし、そしたらその件数的には、中学校、高校、当然小学校の子って言うんですけど、携帯持ってない子供たちが多し、その外部とのつながりを子供の安全だけに持たせてるっていう携帯の部分が多いでしょうから、その子たちからアプローチするのは難しい話かもしれないですけど、少なくとも中学校、高校の思春期の子供たちが相談する方法としては、非常に効果的なのかなというふうに思います。

そしたら中身の内容として具体的にどういうふうな内容が多かったんでしょうか。

大西総合教育センター所長

相談の内容についての御質問でございます。

これはプライバシーの問題がありますので、詳細についてはお答えできませんが、これまでの相談内容では友人関係に関するものが51件、いじめに関するものが25件、恋愛に関する悩み11件、心身の健康・保健に関するものが9件などとなっております。

今のところ緊急性のある相談というのは報告されておられません。

岡田委員

結構その具体的な相談内容で、皆さん相談ができるという部分と、逆に言うと、高校生、中学生たちはそのSNSに使い慣れている、先ほど、始めの説明にはありましたが、使い慣れているということで書き込みが、気持ちを書き込みやすいツールを選ばれたのかなというふうに思っていて、非常に割と細かい電話相談で恋愛相談までされてるとは思っていなかったんですけど、その子供たちとしては心を許して相談できる窓口として設置はできているのかなというふうに思うんですけども、今後この実証結果を受けて、どのように効果や課題を今後の取組として考えていかれるのかっていうのと、今後どのように取り組んで、これをある程度の期間を続けていかれると、また違うデータが出てくると思うし、もう少しまた子供たちにこういうふうな方法があるんですっていうことを、もっと広めてもらって、もっと活用してもらおうような取組にしてもらえたら、ある程度期間を置いて長く相談窓口としていただいたほうがいいかと思うんですけど、その後はどのようにされる予定なんですか。

大西総合教育センター所長

このSNS活用に関します今後のことについての御質問でございますが、今後、有識者、警察関係の方、学校関係者を含む連絡協議会を開催することといたしております。

今回のLINEを活用した相談のデータを分析し、その内容を学校に還元することで、今後の悩みの相談や生徒指導に役立ててまいりたいと考えております。

また、この実証実験事業の終了後ということでございますが、今回の結果を踏まえまして効果等を鋭意検証し、国の動向を注視しながら実施方法等、更に工夫改善するなど、次年度はどのような形で対応ができるかを検討してまいりたいと考えております。

岡田委員

いろんな方法があると思うし、そのSNS以外にも電話相談であったり、いろんな文書相談であったりと、いろんな方法で是非窓口を広く開いていただいて子供たちの悩みを受け入れるような体制づくりをしていただくとともに、今回そのいろいろな成果が上がっているんですけど、ただそのSNSっていうのは書きやすい分、いろんなことを書いてしまう部分があるので、その子供たちの悩みがどこまで深刻なのか、今、緊急性が余りないというお話だったんですけど、その書き方によっては緊急性をこう分からないようにしている可能性もあるし、また自分が思っていることが非常に誇大表現になっている場合もあるかもしれないので、その相談の中身の分析をしていただいて本当にその対応をこまめに、せっかく寄せてくれた情報ですので、それをきちんと対応していただけるようなフォローのほうも、是非充実していただくように取組をお願いして終わります。

高井委員

私も何点か質問させていただきたいと思います。

先ほど、岡田委員からお話があったSNSの件もそうなんですけど、ちょっとネットに関

わることで質問させていただこうと思います。

その前に、先ほど、岡田委員から質問をなさっておられた、徳島新聞社の公益目的支出計画の変更認可について、ちょっと一点だけ確認をさせてください。

流れというか、経緯はよく分かりましたし、何ていうか適正な手続にのっとって、きちんと認可がなされたってのもよく理解できました。それでですね、徳島新聞社が徳島市に寄附して、そこから先、どのように使うかに関しては直接何の権限もないわけですので、徳島市のほうでその頂いた寄附を何にどう使うか決めるのか、今回は実行委員会という形で決めたのかどうか分からないんですが、先ほどおっしゃった積敷に使われたということは、つまり積敷に使ったということが収益事業に当たるものに使っていいかどうかという問題なんだろうかなというふうに思うんですが、その使途に関しては権限がなくとも、例えばその徳島市が、公益法人から寄附されたものを使ったものに対して、何らかのこう不適切であるか問題が生じたりした場合に、県としては何かそれは対応する。例えばこう、他のところからそういうふうな問題が言われたときに何か対応する責任が制度上あるのかどうか、教えていただきたいと思います。

臼杵教育政策課長

先ほど、岡田委員から質問のございました徳島新聞社の寄附に関してでございます。

先ほど、御説明しましたように、この認可に当たりましては、この3億円の寄附というものが地方公共団体の寄附ということで、認可の基準に該当するというので、それをもって認められたものでございまして、そこから先ですね、寄附された先の使途につきましては、私どもでは確認をしていないというふうなところでございます。

また、現行制度上、今申しましたように地方公共団体の寄附ということで認められておりますので、現行制度上、県においてそこから先の確認をするという規定はないというところでございます。

高井委員

そこまではよく理解できました。

例えば、そこから先は、徳島市が何にどう支出するか決めるわけですので、それでいいんだろうと思いますが、それについて、例えば、市の中で検討して使ったものの、使ったものに対して、ちょっと公益的な観点からこっちに使うべきでなかったんでないとか、支出先のことに関して変更なり何らかのその問題があったということを経験したとしても、その今まで認可した、例えば仮の話ですよ、審議会を通過して認可したということに関しては何の問題も生じないということでもいいんですよね。

例えば、今まで他の団体とかでも公的に支出した団体が、委託したところが不正を行ったとか、そういうことも事件としてはいろんな、今回の件だけじゃなく、全国的にいろんな問題が生じたケースもあります。

そのときに何でこういう事業を認可したんだとか、そういうことを遡って調べたり、いろんなことを調査が入ったりすることもあると思いますが、基本的にはその審議会をとおして認可した計画は何の問題もないので、市でそこから先、寄附したその市においてきちんと精査して責任を取ってもらうという理解でよろしいですね。

臼杵教育政策課長

寄附された先の使途に関してでございます。

現行の法制度上、私どもが認識をしているところでは、寄附された先の今回この普通地方公共団体であります徳島市に寄附をされておりました、それは法規定で認められているものでございます。

そこから先の法律における規定というものはないと私は認識をしております。

高井委員

分かりました。その点だけちょっと明確にできたら良かったと思います。ありがとうございます。

それでは当初から聞こうと思っておりましたネットリテラシーについてと、先ほどSNSの件は、岡田委員の質疑の中で御答弁、件数や今後の方針についてはよく理解できたので質問としては割愛させていただきたいと思っております。

ただ一点だけ、今回の実証実験でどれぐらいの体制で受取手というか、LINEに対する返信を書く方々の研修というか、その子供たちの相談受けたほうの体制はどのようになつていたのでしたか。ちょっと確認をさせていただきます。

大西総合教育センター所長

高井委員からの今回のSNSによる実証実験事業において相談員の体制についての御質問でございます。

今回の相談に対応します相談員は6名であります。それぞれ臨床心理士や社会福祉士、精神保健福祉士といった資格を持っておりまして相談のノウハウを持っておられる方々であります。

これらの方々が相談を受けて、そして場合によってはその緊急性について判断をされているということでもあります。この方々は守秘義務につきましても研修を事前に行っておりまして、それについては徹底をしております。

高井委員

やはりかなりその匿名性の高い、こういうツールで相手がどういう立場であったり年齢層もなかなかLINEのやり取りの中では明確にならない方もおいでになると思うので返事をどういうふうに対応するのか、どれぐらいのスピードでもって、またどういう書き方で、どういう物言いの仕方で対応していくのかっていうのは非常に難しいと思ひまして、だから余計に今回、この実証実験、注目をしていただいておりますが、件数からしても、かなりそれなりの効果はあったんだろうと思ひますし、友達に言えない、親に近い人だからこそ言えない、だからこういう公的なちゃんと助けてくれるんじゃないかと思ひて接触したんじゃないかなと思ひますので、効果もあったんだろうと思ひます。

今お聞きすると、やはり相当な専門家の方を更に研修も受けたりしながら対応して下さったわけですが、これから例えば、展開を広げていくのならば、こういうその今おっしゃったような臨床心理士や社会福祉士や社会の中で大変ニーズが高いと言ひますか、どこ

の業界からも必要とされている、引っ張りだこの方々で、むしろそういう人たちの今度は養成のほう的大事になってくるだろうと思います。

それで特にこういう方々の中でも、更に本当は欲を言えば、学校へ少しでも何か関与したことがある方は子供たちとの接触の仕方も分かりますし、こうした方々をしっかりと確保していくというか、養成していくことってのは非常に大事だと思いますし難しい状況なんではないかなと思います。

これからも、もちろん大学の専門職としての大学の養成の現場も頑張ってはくださっていますが、いろんな場面で、例えばリタイアした先生方にも、こういう研修を受けていただいたり、何かこう人が人を育てる職場に関わる、関わってきた方々にアプローチもして、これからその対応する方々の養成もセットで並行して考えていく必要があるのかなと思ひまして、ちょっとお聞きした次第です。この件は、これで結構でございます。

もう一つ、この問題とは別に大きな問題として、最近、報道等で大きく取り上げられました中高生のネット依存症の問題であります。

これはそれこそ全ての人が多分、保護者である人は同じように危機感を持っておるところでございます。私自身も中学生と高校生の子供がいるので危機感を持っていますし、全国で統計として推計約93万人に上る中高生が、ネットへ過度に依存すると症状が出ているといわれている調査が出ました。

厚生労働省の研究班のほうで、2012年に行った前回調査が51万人だったということですから、調査方法の変更やいろんなこともあるのかも知れませんが93万人という、ほぼ倍に近いスピードで増えていると、ネット環境というか、小型のスマートフォンの急速な普及や機器の高度化やWi-Fi環境の整備など、そうしたいろんな社会的な現象と相まって急速に増えていると思いますし、恐らくこれからますます増えていくだろうと思います。

それと、中高生だけでなく、恐らく大人も依存といいますか、携帯がなければ落ち着かないといいますか、仕事もなかなか進まないというような時代の中で気付かずに依存的な感じになっているのではないかという気もいたします。

電車に乗ったら全員がほとんどスマホを見ている、よっぽどの小さいお子さんや、よっぽどお年寄りでなければスマホを皆見ているような状況というのは、確かに都市部に行っても見受けられますし、ここら辺でも自転車に乗りながらもスマホがしたいというぐらいの本当にあれば依存症ではないか、ちょっとその間だけ我慢できないか、自制が効かなくなっているというのは、一つの依存に近いことではないかと思ひますし、そうしたことがこの間、刑罰も出ましたけれども事故につながったり、大変な事件に発展していくということもありますので、対策に取り組んでいかなければならないと思ひます。

今のところ、県のほうですぐに何かできるとか、学校現場で何ができるかということは、なかなか難しいだろうと思ひますし、今までも徳島県は、青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例を作って、その中でもいろんな取組を県教育委員会としてもやってくれておりますし、リテラシーを上げることはもとより、使い方や道徳的なことや、いじめの問題等も研修やアンケートやいろんな周知もしていただいていますし、各学校でも子供たちの中でいろんなルールを決めたりとか、いろいろ取組もあります。

それでも、そろそろ国家総挙げてネット依存症の問題を何とかしていく必要があるのではないかなと思ひますし、現場のほうから意見を国へ提案していくということも大事だろう

と思います。

なかなか、結局止めろと親が言っても聞かなかったり、グループでオンラインゲームを夜じゅうやっているという状況もあるようですので、まずはこういう問題に関しても、危機意識を持ってスタートしていく。気に掛けて取り組んでいくという体制が必要ではないかと思いますが、この点に関して現在の問題意識があれば教えていただきたいと思いません。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、高井委員より、ネット依存の現状、現在取り組んでいることについての御質問を頂きました。

近年、スマートフォン等の急速な普及により利便性が向上する一方でネットの長時間利用により、自分の意思で利用をコントロールすることが難しくなったり、ネットをしていないと不安でイライラして日常生活に支障を来したりするような、いわゆるネット依存の問題が懸念されております。

昨年度、全国学力学習状況調査の結果から、徳島県では平日にゲームを除いて3時間以上インターネットを使用している割合は小学校6年生で6.1%、中学校3年生で16.9%となっております。

さらに、平日に携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等で3時間以上ゲームをしている割合は小学6年生で15.5%、中学3年生で19.1%となっております。

単純に足し算をすることが適正かどうかは何とも言えませんが、両方合わせると小学校6年生で21.6%、中学3年生で36%が明らかな長時間利用の状態になると捉えております。使用時間だけを捉えてネット依存と判断することはできませんが、長時間利用が増加傾向にあり、ネット依存は大変深刻化してきていると捉えております。

ネット依存や長時間使用が常態化することにより、健康面や生活習慣の乱れ、そして、睡眠不足に陥り、学力低下、不登校、ひきこもり等あらゆる問題につながってまいります。

こうしたことを受け、各学校におきましては、道徳や総合的な学習の時間、技術・家庭科の授業をはじめ、教育活動全体を通じてネット社会におけるルールやマナー、安全性などについての知識や理解を深める学習を進めてまいりました。

県教育委員会でも、これまで携帯電話やスマートフォンの安全な利用やルール、マナー等についての理解を深めるための学校への専門家講師の派遣、啓発用リーフレットの配布などの取組を行ってまいりました。

高井委員

実に、中学3年生で36%ということであれば、3人に1人ぐらいに匹敵すると、そうした長時間利用の問題にあるということなので、さっき室長がおっしゃったような長時間の利用による体力的な問題、昼夜を逆転してしまったり、本当に日常生活で外に出られなくなる、いろんな症状が出ていて、そこまでくると、本当にネット依存症というある種の治療がいる病気のレベルになってくるということが、この度こういうふうな研究班の中で出されたんだろうと思います。

2011年に、国内で初のネット依存外来というのを開設した国立病院機構の久里浜医療センターという所があるようなんですが、どうやら年間で1,500人ぐらいのネット依存の患者が相談に来るということで、何と7割が未成年、中高生や20歳までだと考えれば、高校卒業してからもずっとのめり込んでいるという方もいるんだらうと思いますが、恐らく親がアクセスして連れていけるような子は、まだ自分の中でも問題意識があるのだらうと思いますが、やはり親が言っても、ネット依存外来など病院に行くことすら難しい状況にある子も事実上はいるんじゃないかなというふうに思っています、こうした医療センターが立ち上がっているのであれば、またここで積み重なった治験や様々な相談の中でいろんなことが分析されてきて、本格的に国も対策に取り組んでいくようになるのであろうかと思えます。

そのときにも県教育委員会としてもアンテナを高くして、先ほどおっしゃったようなことを引き続き展開していくことが大事だと思いますし、私も息子が小学生のときに外部講師が来てくれました、学校に呼んで。親御さんにも是非呼び掛けてくださいと先生もおっしゃっていて、親も同じような悩みを抱えてる方は時間を作って結構聞きに行ったんですが、非常に分かりやすく、かつネットでアプローチしてくるいろんな犯罪へも巻き込まれる手口というか、それも具体的に説明してくれたので、非常に分かりやすく勉強になりましたし、特にこういう問題は、親の意識と子供の意識、じいちゃんばあちゃんの意識と世代のギャップが甚だしく大きくて、親が知っている以上に、子供はそういう入り口にもっと近い所に立っているということを痛切に感じる機会がありましたので、こうした注意喚起から始まって、今度は使い過ぎの問題、依存し過ぎてはいけないという問題も言っていくということが大事な局面にきているんだらうと思います。

引き続きのいろんな取組の中で、国の動向も注視しながら、徳島県独自でも検討を重ねていただきたいというふうに思います。

お聞きすると、昨年度のデータを今言ってくださいましたが、全国学力テストの中のアンケート項目が、うちの息子が去年小学6年生だったので、そのときにもありました確か、調査時間の項目が。でも、今年からネットを何時間使っているかみたいな調査項目が、どうもなくなってきたようだとお聞きをしまして、これこそ、毎年データを積み上げていって対策を打つということが大事なものなのになと思って残念であります。

学力自体の推移も大事ですし、全体として調査、変わっていったのかということのも大事なんですが、そうした子供の生活習慣に関する調査というのは、極めて私たちに、県教育委員会としても情報を戻してくれたら、それを基にいろんな対策を講じていくことができるので大事だと思いますし、また機会があれば調査項目を復帰するように、特にインターネット環境に関しては、現実はどうなのか調査から分かるものが非常に大きいので、是非、要望していただきたいなというふうに思います。

最後に1点だけ、先ほど教育委員会の障がい者雇用推進チームのお話ありがとうございました。

これも岡田委員から御質問があって、大体のところ、細かいところはよく分かったんですが、私は今回の、水増し雇用といわれたような問題を受けて、より全国的にもこうした障がい者雇用の真の拡大に向けて取り組もうという方向で、チームを設置していただいたんだらうと思いますし、飽くまでも障がい者の雇用を拡大する中で多様性のある社会を作ろうということや、誰にとっても働きやすい職場環境を展開しようということが趣旨なん

だろうと思いますし、改めて法令を遵守していく、ルールを遵守していくというのは当然なんです、今回の件で手帳を持っているかどうかだけで、それが持っていない人を雇用してるのをカウントしたら、それは法令、ルールを超えているというふうに水増しだと言われたりするということも、私は逆にどうかなと、障がい者手帳を取るかどうかも本人の意思とか判断状況もありますし、いろいろな背景もあると思います。

手帳をくれないような軽い障がいでも、本人は障がいだと思ってつらい思いをしておられる方もいると思います。

だからこそ、現場の意思というか、現場でやっていることというのが一番大事であって、今回の件で問題があったとすれば、御本人の意思を確認、障がい者雇用としてカウントしますよと伝えてなくてカウントしたとすれば、それは本人にとっては人権侵害という強い言葉で言っているいかも分かりませんが、あんまり望ましくなかったことではないかというふうに思いますので、現場で手帳を持っていなくても障がいを持っていて、こういう場で障がいを持ってることによってカウントしてくれているということに納得しているということであれば、別に障がい者雇用でいいんじゃないかなと、国家一律にルールはできているものの、うちはこういう多様性をもって、こういう意思で障がい者雇用を進めていますというある種の方針をもって、しっかり国のほうに言ったら何もひるむことはないと思います。引け目に感じることはないと思いますので、是非、現場の働きたいという障がい者の方々の意向を踏んだ上で、拡大をしていけるようお願いをしたいと思います。

発達障害者支援法というのができました、発達障がいというのが昔は障がいだと思われてなかったわけですが、こういう種類の障がいがあるということをもみんなに認められるようになって、いろんな制度が推進をされました。本当にそれは悩んでる方々にとっては良かったと思いますし、しついで治るとか間違った理解や誤解もあった部分もありましたので、そうしたことは、法律ができて制度が周知されて理解が深まったんだろうと思います。

ただ、何か、ちょっといわゆる軽い学習障がいの的なものが少しあったり、少しコミュニケーションを図り難いという人に対しては、すぐこの人は発達障がいだと、逆に子供に対してもこの子は発達障がいだとか、逆に名前が広まり過ぎて、すぐに障がい、特別支援学校に行ったほうがいいんじゃないかという話が出るようなこともあるようで、保護者の間でも理解が進んだから、こそと走り出したら、この子はLDだ、発達障がいだという事例もでてきてしまって、安易に障がいのレッテルを貼るというのもまた問題かなというふうに感じるようになりました。

子供一人一人を見ながら、その子に応じた個人としてのベストな対応をしていく、大人もそうだと思います。それは障がいであったとしても能力である場合もありますのでね、きちんと目の前にいる人と向き合いながら話をしていくということで、それが、たまたま障がいと認識されたほうが良いケースであれば認識して措置をすればいいし、障がいに至らないまでもちゃんとできるというふうに思えば、通常の子供として対応すればいいわけだと思いますし、非常にそこらへんは線引きにより難しいとは思いますが、人と人が向き合うことですので、先生方や行政に携わる皆さんにとっても微妙なところで難しいとは思いますが、相手の気持ちを酌みながら仕事をしていくということでも、そういう点からも配慮の上に、これからも頑張っていたきたいなというふうに思っております。以

上ですが、何かあれば。

臼杵教育政策課長

今回の障がい者雇用につきましては、国の制度で手帳を持つ方を算定するというのはそういう規定でやっているものでございます。

報道でも出ておりますけれども、手帳を持つ方のみを算定するのはどうかという議論もあるというふうには認識をしております。

今日、御報告させていただきました障がい者雇用推進チームを今月に設置をしたいと思っております。この中では、障がいのある方が働きやすい職場環境づくりにも議論をしていくというふうに考えております。

そうした中で、今、委員からもございました、手帳を持つ方、持たない方についても、そうした議論を推進チームの中で検討したいというふうに思います。

上村委員

先ほどから問題になっているとくしまの学校における働き方改革プランの素案の概要というのが示されたんですけど、1点だけお聞きしたいんですが、目的に業務の適正化と質的転換による教育力の向上と持続可能な学校づくりとありますけれども、この質的転換というのは具体的にどんなことを示しているのか説明をしていただけますか。

臼杵教育政策課長

本日、御報告をさせていただきました、とくしまの学校における働き方改革のプランに関してでございます。

目的としております業務の適正化と質的転換というところで、この質的転換というところについてでございます。

これは今、教員の方々、非常に忙しい中で業務をされております。それを様々な業務改善を行うことによりまして、その働き方というのを見直していくということございまして、教員の方々が日々の生活の質や教職人生を豊かにすると。そういう視点で質的転換というふうな表現を使わせていただいているところでございます。

上村委員

何となく分かったんですけど、生活の質とかそういった教員としての生きがいとかそういうものに通じる、そういった転換をしようということで理解していいんでしょうか。

臼杵教育政策課長

質的転換というところでの確認でございます。

今回の場合、様々なこのプランでは、学校や市町村教育委員会におけます取組例というのを示しておるところございまして、これを確実に推進していくことによりまして教員の皆様がより日々の生活の中で、先ほど申しましたように質や教職人生を豊かにすることができるというふうに私ども考えております。

教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間をまず十分確保していただきまして、また御

本人の生活、また健康状態もしっかりと取っていただきまして、健康で生き生きと働くことによりまして、それが本県の教育力を一層高めていくようにできるように、それが今回の目的というところでございます。

上村委員

この、働き方改革とほうんぬんと書いてある、このことを指し示しているということですね。これからこの概要に沿ってプランを作成していくということですが、市町村の取組ということで例が示されていますけれども、市町村には市町村でそれぞれ教育委員会があって取り組んでいただくということになると思うんですが、ちょっとこの中身、事例について見てちょっと心配しているのは、ノー残業デーを作るだとか、後、出退勤時刻をきちっと把握するだとか、最終退校時刻を設定するだとか、これは大変いいことなんですけれども、今、教員の間で問題になってるのは学校にいる時間以外で家に持ち帰って仕事をしてる、例えばテストの点を付けるですとかそういった細かい作業などが結局持ち帰ってしていることで、それが現場にはないけれども実質持ち帰り残業になってる、風呂敷残業と言われる部分が非常に多いということをお聞きしてるので、そういったことを逆に増やす結果にならないかっていうのが少し心配してるんです。

ですからこういった働き方改革するときには現場の教員の声が、きちっと反映されるようなふうにしていくということと、検証する中で実際に働いている先生方がどう評価するか、こういったことをやってほしいっていうのを現場からくみ上げていく、そういったシステムというか組織の運営が非常に大事になってくると思うので、これからということなので、私もどういふプランができてくるかっていうこと、ちょっと注目したいと思っておりますけれども、この持ち帰り残業とか風呂敷残業については県教育委員会としてはどういったことを対策として考えていますか。今の時点で考えておられることをちょっと教えていただきたいと思っております。

臼杵教育政策課長

勤務時間の指定といいますかそうした件は、学校以外での業務時間を増やしてしまうのではないかとこのところでございます。

昨年度、県内の学校に呼び掛けまして実施をしました業務改善の取組というのを行ったんですけれども、その中では1日の計画的な業務の施行によりまして毎日15分早く帰る取組でありますとか、また本年度は学校の終業時刻を設定したりする取組が徐々ではありますけれども始まってきておるところでございます。

こうした帰る時刻を設定するなどの取組の前提としまして、学校における公務の見直しでありますとか、部活動の適正化の取組など不断の業務改善をしっかりと図っていくことが重要であると思っております。

こうした業務の改善をしっかりと行った上で、あわせて、例えば今日も目標として報告させていただきましたような勤務時間の設定をするというのが可能になってくるものだろうというふうに認識をしております。

本日お示しさせていただきましたプランには、様々な視点から教育委員会や学校が取り組む、取組例をお示ししております、また今後は、例えば指定をさせていただきました

モデル校や重点モデル地域というのがあるんですけども、その成果でありますとか効果も盛り込んでまいりたいというふうに思っております。

このプランを教育現場で確実に実践していただくことによりまして、その結果としまして教職員の皆様の勤務時間が縮減されまして、そしてそれが例えば目標としておりますような超過勤務時間の縮減につなげてまいる、そうした形をとってまいりたいというふうに思っておりますし、また現場の声というものもございましたが、このプランの策定に当たりましては、学校現場の教職員あるいは市町村の教職員で構成いたします働き方改革推進チームの声を反映して作っていくことを前提としているものでございますので、そうした現場の生の声もしっかりと今後、反映をしてまいりたいというふうに思っております。

上村委員

それではまた11月議会のときにこの問題については深めたいと思います。

それと、障がい者雇用推進チームの設置についてという提案がされていますけれども、問題になったのは障がい者の雇用の法定率を達成するっていう点で、障がい者ということに本人に自覚がない方まで数えてしまったという、なぜこの水増しが起こったのかっていうことについての検証はされたんでしょうか。

臼杵教育政策課長

今回の障がい者雇用に関しての誤った算定についてでございますが、その検証ということでございますけれども、過去のこの業務を担当した職員に聞き取りをしましたところ、厚生労働省から示されておりますガイドラインというのがあるんですけども、そのガイドラインの理解が十分でなかったというところで、障がいのある方で手帳を持たない方でも手帳を持つ方と同じように算定に入れていいというような判断をしていたところでございます。

今日報告をさせていただきました推進チームにおきましては、改めてガイドラインの徹底もしっかりと検討してまいりたいというふうに思っておりますので、今後この推進チームの中でしっかりと検証してまいりたいとも思っております。

上村委員

ということはこの推進チームの中で検証もされていくということと理解しましたけれども、それはそれで置いておいて、事前委員会で障がいのある者の基本採用数が実際にはなかなか増えていないっていうことを言われたと思うんですけど、その理由の一つとして障がいのある方の教員採用試験の応募が少ないっていうことが挙げられていたと思うんですけども、この原因についてはどのように考えられておられますか。

藤川教職員課長

障がいがある者を対象とした選考の人数が少ないという御質問を頂きました。

本県では平成21年度の採用審査から身体に障がいのある者を対象とした選考を導入をしております。

平成22年度から採用予定者を3名程度として実施してきたところです。広くこのことを

広報しながら実施をしてきたわけですが、事前に我々のほうからどうすることはできない部分がありますので、今後、我々は広報活動で大学へ行きましたり高校に行ったりする中でしっかりと広報していかなければならないというふうに考えております。

上村委員

この障がいのある者を対象とした特別な選考ということではちょっと都道府県別の集計したものがあるんですけど、それで、障がい者手帳1級から6級を保有している、また受験資格で自力で通勤できること、介護者がいなくても介護者無しに教員としての職務の遂行が可能なことと、こういった要件があるんですよね。この要件が受験者が少ない理由ではないかなと思うんですけど、この点についてはいかがですか。

藤川教職員課長

障がい者用の受験資格の要件に関する御質問を頂きました。

今、御指摘を頂いた要件ですが、全国的に見て同様の規定を設定している都道府県が多い状況であり、現在のところは特に厳しい要件であるとは考えておりません。

本県では教職を志願する者を広く募集して障がいのあるなしに関わらず質や適性を総合的に判断をして教職員としてふさわしい優秀な人材を採用をするという観点をしっかり持ちまして実施していきたいというふうに考えております。

上村委員

今、全国で多くの都道府県がそういった受験資格で条件を設けているというふうに言われたんですけど、実際には岩手県とか神奈川県、新潟県、愛知県、三重県など12府県ではこの要件はないんですよね。この差は大きいんじゃないかなと思うんですけど、障がいのある者の教員採用における一考察ということで、論文が日本体育大学の紀要に載っていたんですけど、この中で障がい者の権利に関わる法整備と各教育委員会における教員採用の動向ということで詳しく述べられているんですけど、その中で非常に障がいのある者が教員を目指しにくい環境になっているんじゃないかと。

特に自力による通勤ができるとか、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なこと、徳島県もそういう要件を設けてますけど、そういった受験資格にある要件そのものが問題ではないかというふうな指摘もありました。

障害者差別解消法の障がいを理由とした差別にこれ該当する可能性もあるというふうに言われていますけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

藤川教職員課長

今、要件そのものが差別に当たるのではないかという御指摘を頂きました。

先ほど、御指摘を頂きました12府県におきましても、詳細は少し調べてみなければ分からないのですけれども、その他の要件という形で何らかの規定をとっている所もございます。そのあたりはしっかりと今後、我々は研究いたしましてこの後、推進チームも立ち上がってまいります。

どうすればしっかりと雇用できるかっていう観点でそのあたりはまた今後とも研究して

まいりたいというふうに考えております。

上村委員

もう一つだけね、ちょっとこの障がい者雇用に関してですけど、今、教員を実際やられている方が仮に障がい者になってしまったときに教員として働き続けられないって、そういう現状があるっていうことである方がブログに載せていたんですけども、健常だった人が身体障がいを負ったときに教員として続けられないって、こういう問題が現実にあるわけで、是非この障がい者雇用推進チームの中でもそういったことの観点から、どういったことを改善すればいいのかっていう課題を見つけ出していただきたいなと思うんです。

一つバリアフリーっていうか、どの学校にも最低エレベーターがあって、例えば途中で骨折をしたりしても車椅子で教室まで上がれるだとか、車椅子で入れるトイレがあるとか、そういったものは最低限そろえていかないと、なかなか身体障がい者の方で健常者と同じように仕事をするっていうことは難しいと思うので、この点は是非、今度設置されるそのチームの中で検討して条件を改善していただけたらというふうに思いますので、その点はちょっと意見として言わせていただきます。

山西委員長

午食のため休憩いたします。（12時03分）

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時08分）

上村委員

就学援助制度についてお伺いしようと思います。

就学援助制度は、小中学校教育費に係る保護者負担を軽減する制度として、子供の貧困対策の面からも大事な支援制度だと思っています。

経済的困難を抱える保護者の負担を少しでも軽くするというところで、入学前支給を行う市町村が増えてきたことを受けて、文部科学省も、昨年3月31日に生活保護世帯と同水準の世帯の小中学生の入学準備金を増額し、小学校入学前の支給も可能だとする通知を、都道府県教育委員会に出しています。これによって2018年度分の新入学分から、入学前支給を実施又は実施予定の自治体が、全国では小学校41%、中学校約49%と増えているんですけども、徳島県では全くなしという状況が2月議会で問題になりました。このときは、県の調査で19の市町村が3月支給を検討したけれども、結局支給の実施には至っていないということでした。

5月の新聞報道では、21市町が検討していて4市町は2019年度、来年度から中学校に入る子供を対象に入学前の支給を実施する予定だというふうに言われていますけれども、現在の状況は把握されていますか。

藤本学校教育課長

ただいま、委員のほうから、学用品費の入学前支給のことについて質問を頂いております。

す。

こちらのほうにつきましては、委員御指摘のとおり、平成29年度末時点の支給は県内ではございませんでした。その後いろいろ調査をしております、この7月現在で聞き取りにより、各市町村教育委員会に対して調査を実施いたしました。その結果ですが、平成31年度入学分、つまり平成30年度末の支給につきましては、小学校入学分で11市町が実施を予定又は実施を検討しているということで回答を頂いております。また、中学校入学分につきましては、5市町で実施を決定しております。また、12の市町におきまして実施を予定又は実施を検討しているということになっております。また、これ以外につきましては、二つの自治体におきまして、就学援助とは別に自治体独自の施策として、入学者全員に入学準備金を支給し、就学を支援するというを行っているということです。

全体を考えてみますと小学校、中学校、50%以上の市町で、今年度末の支給に向けて、実施を決定又は予定をしているというふうな状況になってございます。

上村委員

やっとならば全国並みになってきたかなという感じですがけれども、二つの自治体が入学準備金を支給しているこの金額分かりますか。

藤本学校教育課長

二つの自治体につきましては、こちらのほうは金額が幾らかということですがけれども、すみません、今ちょっと資料が手元にございませんで後ほど調べさせていただきますよろしいでしょうか。

上村委員

神山町3万円っていうのだけは私もちょっと聞いたんですけども、あとはちょっと分からないので、また数字が分かったら教えていただきたいと思えます。

就学援助の内容なんですけれども、今金額の話も出ましたけど文部科学省通知では入学準備金の単価が小学生1人4万600円、中学生は4万7,400円ということで前年度と比べて倍増しているという状況です。

県内の市町村でも、この基準に沿った支給となるように県として働き掛けしているでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

藤本学校教育課長

支給額のことについての御質問かと思えます。

こちらの支給につきましては、市町村のほうで、それぞれ実施をしていただくということになっております。

現在支給に向けまして、いろいろと市町村にお願いをしているところでございますが、文部科学省からも出ております通知等も市町村に周知をしていく中、また市町村教育委員会の教育長との会合等も通じまして、確実な支給、また通知の趣旨を理解していただいた支給というのを行っていただけるように、御理解をお願いしているところでございます。

上村委員

今働き掛けをしているということですので、今予算編成もそろそろ始まると思いますので見守りたいと思います。

次に就学援助の認定基準なんですけれども、就学援助は生活保護基準に準じて認定されているんですけれども、2013年にこの生活保護基準っていうのが引き下げられています。その際、国はできる限り他制度にその影響が及ばないように対応を求める通知を都道府県知事、各政令指定都市市長、中核市市長宛てに出しています。

また、今月から生活保護基準、更に切り下げられるんですけれども、今年6月にも、同様の通知を出されています。今後2020年まで、毎年10月に段階的に生活保護基準を引き下げることになっているというので、このこと自体大変問題だと思うんですけれども、県内の市町村で就学援助に関して、この通知どおりの実施がされているんでしょうか。この点お聞きしたいと思います。

藤本学校教育課長

就学援助の認定基準のことについての御質問でございますが、こちらにつきまして、現在市町村でどのように実施がされているかということでございますけれども、現在調査中ということで文部科学省から調査がまいっております。

現在まだ集計中というところで、実際の数字が出てきていないところではございますので、こちらにつきまして、県としましては通知の趣旨にのっとりまして就学援助の認定基準につきまして援助を受ける児童生徒に支障がないようお願いをしているところではございます。

上村委員

今年の7月に、その前の状況が文部科学省のほうから公表されてますけど、この県下の状況を見ると、基準どおりの実施ということになっているのが、徳島市、鳴門市、小松島市など徳島県内では7市町という状況だったんですけれども、今はまだ集計中ということですので、結果が出ないと分かりませんが、是非、生活保護基準切下げが響かないように、きちっと文部科学省の通知どおりにしていただけるように働き掛けをしていただきたいと思います。

あと、修学旅行とか部活動や生徒会活動などに掛かる費用を支給しているところと、そうでないところ、また実際に掛かる費用でなくて一定額ということで支給しているなど、少し不十分だなどと思う市町村があるんですけれども、例えば修学旅行費を実費で支給しているのは、去年の公表ですと、10市町という状況になっていますし、また、生徒会費とか、PTA会費を支給してるのは4町村でクラブ活動に至っては2市村しか出されていないという状況なんです。県内どこに住んでいても必要な援助が受けられるように、県としてどのように取り組んでいるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

藤本学校教育課長

修学旅行費等の支給についてのお伺いということですが、こちらにつきましても国の補助を受けまして、市町村でそれぞれ実施をするというふうな事業になっています。その中

でも、県といたしましても実際に支給を受ける児童生徒にとって問題がないように、各市町村にもお願いをしているというふうな状況でございます。

上村委員

働き掛けはしているということですが、特に修学旅行費っていうのは多額のお金が掛かると思います。積立てなどしている学校も多いと思いますけれども、経済的な余裕がない保護者にとっては、それも大きな負担だと思うんです。また後日支給の場合だと費用を払うために借金をして、高い利息を後から払うということで困っている世帯も実際にあるというふうに聞いています。修学旅行費については、是非実費を旅行前に支給するなど改善をしてもらおうように求めていただきたいと思います。この点いかがですか。

藤本学校教育課長

修学旅行費の事前支給ということでの御質問かと思えます。

修学旅行費につきましては、小学校、中学校ともに必要となってくるということで、この支給項目の中に入っているというふうな状況でございます。自治体によりまして事前支給をしているところ、また事後の清算支給というふうな形になっているところ、それぞれございます。

実際修学旅行費の場合につきましては、旅行に行った後に清算をして、それぞれ参加費を確定するというふうな性質もございます。そういうふうなところも鑑みまして、自治体のほうで、現在の支給方法を取っていることかと思えますが、こちらにつきましても、県としては支給される小中学生にとって一番いい方法を考えていただくということで、市町村にはお願いしているというふうな状況でございます。

上村委員

子供の貧困対策としても、非常に大事な援助ですので、是非、改善充実していくようにお願いしたいと思います。

学校給食についてお聞きしようと思えます。

基本的に義務教育っていうのは、憲法で無償と規定されていますけれども、国による学校給食費の無償化っていうのはまだ実現していないわけです。材料費は保護者負担ということでやられていますけれども、この間、学校給食費の無償化などに取り組む自治体も増えてきています。

それで、文部科学省が各自治体の学校給食費の無償化について自主調査を行って、結果を7月に通知していますけれども、県内の状況、どうなっているかちょっと教えていただきたいと思えます。

田村防災・健康教育幹

学校給食費の無償化ということで御質問を頂きました。

委員おっしゃいましたように、文部科学省の学校給食費の無償化等の実施状況の調査によりますと、全国で76市町村において小学校、中学校ともに学校給食を無償化しているという現状がございます。

平成29年度におきましては、県内ではこの76の中に入っている市町村はございません。ただ、今年4月より本県内で神山町の小学校、中学校、それから、三好市の中学校で無償化をスタートさせたところがございます。

具体的に申しますと、神山町では小学校2校117人に対して194回、中学校1校65人に対して196回に当たる給食費の無償化を行うとのことでございます。

それから、三好市におきましては、中学校6校の501人に対して180回の給食を無償化するとのことでございます。

これらの市町の人数につきましては、全県の完全給食実施数から申しますと、小学校の神山町で117人が約0.3%に当たります。

中学校につきましては、神山町は約0.4%、三好市が約2.8%というふうな無償化の実施状況でございます。

上村委員

板野町も半額補助をしているんですけども、これは国の無償化の調査としては数えないというふうになっているので、まだ県内では非常に少数ですけども、これは是非、無償化の方向で支援をしていただきたいと思いますと思うんですけども、先ほど、教員の働き方改革中の市町村の取組の事例として、教職員の負担軽減のために給食費の集金を公会計に移行するところが増えていますが、県としてはこういった取組については、どう考えられていますか。

田村防災・健康教育幹

まず、学校給食の無償化につきましては、学校給食の調理のための設備、施設に要する経費や調理人の人件費等については、学校給食を実施している学校の設置者が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、負担の額は市町村が決定して保護者が負担するというふうになっております。

安全、安心な食材を購入して安定的に学校給食を提供するためには保護者が負担する学校給食費は非常に重要な役割を果たしております。

一方で委員のおっしゃる給食費の公会計化につきましては、無償化との関係性も出てまいるところがございます。今後、他県の動向にも注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

上村委員

無償化をするのが一番いいと思うんですけども、当面は教職員の負担軽減ということでは、公会計に移していただくのがいいかなと思いますので、またそういうふうな働き掛けをしていただけたらと思います。これで終わりにします。

古川委員

私からも何点か質問させていただきます。

最初に、先ほどこの6月補正で事業化されたSNS心の相談実証実験事業につきまして、岡田委員の質問で大体分かったんですけども8月21日から実施したということなん

ですけれども、60日間ということを知ったんですけれども、いつまでやって、事業者は6名で対応しているということなんですけれども、どちらに委託しているんですか。

大西総合教育センター所長

ただいま、古川委員より、事業の期間について及び受託の業者につきまして御質問がございました。

まずLINEの相談の期間であります、8月21日から始めまして10月19日までと致しております。これは夏休み明けを挟む期間が最も生徒の心が不安定になりやすく、また自死等も多いということから夏休み明けを挟む期間ということで設定をしたものでございます。

それから、この実証実験の業者であります、これまでも昨年の長野県や大津市、また今年度は東京都、大阪府、富山県で同じようにこの事業を受託しておりますトランスコスモス社に委託をしております。

古川委員

9月27日で211件、内容は友人関係、いじめ、恋愛、心身の健康の関係ということで、内容別の件数も言っていただいて、これを足すと211件で内訳が100件弱、あとの100件余りはどのような内容かということは、大体分かりますか。

大西総合教育センター所長

先ほど御説明いたしました、主な内容以外のものにつきましてありますが、これ以外のものでは、部活動の悩みや、複数の内容を相談の中で述べてくれている、そういう例が56件という数になっております。相談の中で一つに特定できない、複数の相談というものも、かなり多く寄せられているところでございます。

古川委員

複数ということは、そんなふうな友人であったりとかいじめがあったり、いろいろまたがっているという、またそのあたり11月議会のときに詳しく分析して教えていただけたらと思いますけれども。

あと、実証実験事業ということで今までやってきた中で見えてる課題とか、あと先ほど、相談件数も増えているので国の動向を見ながら考えたいということなんですけれども、件数も増えているし、できたら国の予算化を望んでいるのかなあと思うんです。国にもしっかりとそのあたり要望を上げていったほうがいいのかどうか、そのあたりも含めてお答えください。

大西総合教育センター所長

ただいまの御質問ですが、現在、期間の半分ほどを経過しての課題、あるいは今後の対応についてという御質問ですが、明確な課題というものはまだ現在のところ特にはないんですが、夏休み明けの前後に比べて相談件数は少し落ち着いてきておりますので、これまでまだ受け止め切れてなかった子供たちの声があるのではないかとということで、先

週の前半に改めて各学校に、この相談について通知を致したところでございます。また、この実証実験後の対応についてでございますが、この今回の結果も踏まえて、国の動向も注視しながらどのような形で対応できるかということについて、これから検討してまいりたいと考えております。

古川委員

検討していただくと国も予算がかなり進んでいるので、言うのなら早めに言わないといかんのでお願いします。

続いて、事前委員会のときに教育委員会の点検評価ということで、平成29年度対象の点検評価出していただきました。来年評価をして議会に提出するということですがけれども、今回平成29年度点検評価の中で、総括的に、事前委員会のときも若干あったのかも分かりませんが、どういうところが進んでいて、遅れていてという部分を教えていただけますか。

倉橋政策調査幹

点検評価につきましての概要ということでございます。

点検評価につきましては、平成29年度の徳島県教育委員会の点検評価ということで、教育振興計画につきまして点検評価を行ったところであります。

点検評価の対象となる事業につきましては、平成28年度から3事業増えまして115事業になっておりまして、取組目標につきましては119事業でございました。

取組目標の達成状況でございますけれども、取組目標を設定しております事業が87事業ございまして、うち69事業が達成した事業となっております。

一方、未達成の事業のうち達成率が80%以上の事業が9事業、それから80%未満の事業が8事業、集計中のものが1事業といった状況になっております。

古川委員

今のは資料を見たら分かることなんですけれども、毎年こうやって点検評価して、こうやってまとめて発表してるわけですので、徳島県としてこの部分をもっとやっていかなあかんとか、このあたりをみんなで共有をして県民の方も分かりやすくアナウンスできるようにしっかりとこう頭の中に入れとってもらわないかんかなと今感じましたので、お願いをします。

この点検評価の客観性を確保するために第三者機関に御意見を頂きますっていうのはもう頂いてこれに反映されているということですよ。

倉橋政策調査幹

去る8月10日に外部有識者5名で構成いたします徳島県教育行政点検評価委員会を開催いたしまして、委員のほうからいろいろと御意見を頂いて、その結果がこちらの形になっております。

古川委員

分かりました。じゃあ、せっかく藤中室長が何か言おうとしていたので聞きます。

何を言おうとしたのか、ちょっと分からんですけど、幾つか目標の中でかなりちよつと実績値がいてないのが何点かあるんですけど、その中でグローバル対応した教育の推進っていうところを藤中室長が担当されている。高校生の留学者数が目標より少ない。このあたりの原因と今後の取組みたいな点を教えていただきたい。

藤中グローバル人材育成担当室長

ただいま、古川委員から、高校生の留学者数について御質問がございました。

これまで留学機運の醸成のため留学フェアや英語力向上のための講演会の開催、また短期留学者に対する留学支援金の給付を行ってきたところでございます。

留学者の減少の理由としましては、テロなどによる社会情勢の不安定化の影響がございします。安全面を第一に考え参加を控えるということ、研修旅行を主催する学校としましては、テロや災害が発生した後に、その国が安心して旅行ができる状況が確認されなければ、実施は難しいということになります。

その一方で、比較的安全なアジア圏への研修旅行が増加傾向にございまして、海外交流の意識が高まってきておりますけれども、短期間での訪問が多く留学実績に反映されないといった実情もございします。このような状況ではございしますが、社会情勢を見極めまして安全性の確保を最優先にしながら、引き続き国際的視野の涵養と留学機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。9月定例会での一般質問の中でも海外で労働される方が増えてきているという状況も質問させてもらったんですけど、グローバル化している状況ですので、しっかりとそのあたり進めていっていただきたいと思います。以上、お願いします。

続いて、今、働き方の関係で報告がありました。この中で推進のための五つの柱っていうところで、外部人材の活用というところが一つ挙げられてまして、その中にスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの配置拡充っていうのをうたってらっしゃると思うんですけども、学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割を教えてくださいませんか。

安西いじめ問題等対策室長

まず、確認ですが、スクールソーシャルワーカーでしょうか、スクールカウンセラーのほうでしょうか。

（「両方」と言う者あり）

まず、スクールカウンセラーの学校への配置につきましては、スクールカウンセラーを中学校を中心に79の学校に配置し、その学校から近隣の小学校や高等学校に派遣する方式を取っており、合わせて266校に配置又は派遣できる体制を取っております。

しかしながら、高等学校と特別支援学校につきましては、これで全てをカバーすることはできておりませんので、それにつきましては県から直接派遣する形を取っておりまして、平成23年度以降は全ての公立学校に配置又は派遣できる体制を取っております。

本年度は昨年度より1名増員して、49名のスクールカウンセラーが各学校で教育相談に当たっているところでございます。

また、それとは別に、昨年度からスクールカウンセラーの常勤的モデルとして、全国に先駆け、県立学校2校と不登校状態の児童生徒が通う適応指導教室1施設に各1名を月20日、1日5時間の勤務形態で配置し、よりきめ細かな支援体制の充実に取り組んでいるところでございます。

続いて、スクールソーシャルワーカーについてでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、一昨年まで、スクールソーシャルワーカーを必要な要請のあった学校に直接派遣する形で、県から直接学校への派遣のみを行ってまいりました。しかしながら、市町村で相当数のスクールソーシャルワーカーのニーズも増えてまいりましたことから、スクールソーシャルワーカーの市町村配置を昨年度より行っております。

本年度は昨年度より4名増員し、12名のスクールソーシャルワーカーを16市町教育委員会に配置し、支援体制の充実を図っているところでございます。配置されていない市町村につきましては、県から直接派遣する形をとっております。

スクールカウンセラーが心のケアを行うのに対して、スクールソーシャルワーカーにつきましては、問題行動の背景にある貧困や虐待など、生活環境面で困難を抱えている子供たちの支援を行う環境に働き掛けるということを主な目的としております。

古川委員

分かりました。役割と配置状況も勤務形態についても話があったんですけども、基本的には週何回で何時間ですか。

安西いじめ問題等対策室長

先ほど、十分言えておりませんでした。スクールカウンセラーにつきましては、拠点校という学校に週に1回配置しております。そして近隣の学校へ派遣する形ということになっております。

古川委員

週1回、1日8時間勤務ですか。

安西いじめ問題等対策室長

失礼しました。これは学校によってニーズが違います。

昨年度の実績でありますとか、問題行動のいじめの発生件数とか、そういったあたりを踏まえまして1年間トータルで145時間、ちょっとお待ちください、失礼しました。

山西委員長

小休します。（13時43分）

山西委員長

再開します。（13時43分）

安西いじめ問題等対策室長

一番少ないところが140時間です。続いて175時間，210時間，最大で245時間，1年間で配置しているところでございます。

それに対してスクールソーシャルワーカーについてですが，スクールソーシャルワーカーも基本的には週に1回，市町村に配置をして，そしてその市町村から各学校に要請があったら派遣するという形を取っております。

スクールカウンセラーとの大きな違いになりますのは，スクールソーシャルワーカーは学校だけの配置ではなく家庭訪問，訪問支援もできるということが大きな違いとなっております。

古川委員

それを今回また，プランの中で配置の拡充をしていくってということで働き掛けたい。方向性としてはどういう感じですか。週に1回なのを2回，3回にしていくとか時間を増やすということでもいいですか。

安西いじめ問題等対策室長

どれぐらい配置拡充を行うかということについてでございますが，なかなか予算面の都合もございまして，一気に週2日とか，そういった形で増やしていくことはなかなかできない状況でございます。拠点校を1校2校ずつでも1年間に増やしていこうということで，取り組んでおります。

特に今，高等学校については，必要があるときに県教育委員会に要請をして，それを受けて派遣する形を取ってますから，定期的な派遣ができておりません。そういう意味でまずは，定期的に配置をするっていうことを，年間1校2校できる限り増やしていくという形で考えております。

スクールソーシャルワーカーにつきましても，配置する市町村をできるだけ増やしていきたいという，そういう方向で考えております。

古川委員

誠実なお答えを頂きましてありがとうございます。スクールカウンセラーとか，スクールソーシャルワーカーの意見というのは大事だと思うので，そういう方の助言とか，またそれを反映する方法とか，どのような感じで意見を反映していったらいいかっていう部分をちょっと教えてもらえますか。

安西いじめ問題等対策室長

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの御意見をどのように反映していくかという御質問でございます。

スクールカウンセラーにつきましては，基本的には守秘義務がございます。ですから相談した内容を即教員に全て伝えるというようなわけではございません。しかしながらどう

してもこの子を救うために、どうしても必要な情報であるという場合には、教職員にそのことを伝えて、日頃からサポートをしてもらうような形で情報共有をしておるところでございます。

それに対してスクールソーシャルワーカーにつきましては、多くの場合は教職員と一緒に保護者や子供と相談をしているケースが多くございます。そういう中で家庭での問題等もたくさん抱えている子供たちが多うございますので、一緒になってよりよい方向性を考えていくという形で支援をしていただいております。

古川委員

特にスクールソーシャルワーカーは、単に生徒さんの個人的な問題だけじゃなくて、その自治体の状況とか、こういう学校の抱えてる状況とか、そんなんも把握して助言とか計画とか反映していくっていうのが、そこまでスキルのある人がいてるのかどうかっていうのもありますけれども、そのあたりをしっかりと伸ばして行って、それを反映させていかないかんと思うんで、そういう部分はしっかりとできるような体制にもっていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

あともう1点、この働き方改革プランの中で、地域学校協働本部の導入を推進しますっていうことを書いてあります。この地域学校協働本部というのはどんなもんで、今、県内ではどんな自治体がしているんですか。

小林生涯学習課長

今、古川委員のほうから地域学校協働本部についての御質問を頂きましたけれども、地域学校協働本部は、地域の住民や団体が参画いたしまして形成されました緩やかなネットワークというような形に捉えられております。

地域と学校を結ぶコーディネーターというものを、地域学校本部に置きまして、そこでコーディネートいたしまして、地域学校協働活動と呼ばれているような安全の見守りであったり、学校の整備であったり、部活動の補助であったり、学習補助であったり、そういうふうなことに当たっていただけるような地域人材を学校につなぐとともに、学校から地域のほうへ働き掛けをするような体制を整えていっているものと考えております。

こちらは、国と県と市町村で補助金を出してございまして、その運営に当たっていただいておりますけれども、その補助金を使っている市町村が11市町村、26本部となっております。

古川委員

じゃ、11市町村で、これは市町村単位で作ってるんですか。学校単位じゃなくて。

小林生涯学習課長

失礼いたしました。この地域学校協働本部につきましては、主に中学校区を基本とするというような形で進めさせていただいておりますけれども、市町村単位で行っているところもございまして、小学校の単位で行っているようなところもございまして。

古川委員

また働き方改革の中でも、地域としっかりと学校がつながっていくっていうのも大事だと思いますので、しっかり進めていっていただきたいと思います。地域と顔の見える関係を作っていっていただきたいなと思いますので、本当によろしく願いいたします。

それから、この障がい者雇用のチームについてですけれども、先ほど、関係団体、県身体障害者連合会とか、手をつなぐ育成会とか、そういうところから当事者の声を聞くっていうのはすごく基本というか大事なんで、そのあたりもしっかり進めていってほしいと思いますし、また就労支援しているワーカーさんの声もしっかりと聞いてほしいんです。例えば障がい者の就労センターですとか、あと授産支援協議会ですとか、そういうところがしっかり障がい者の就労支援をやってますので、そのあたりの意見も聞いてもらいたいなと思いますけどどうですか。

臼杵教育政策課長

本日、御報告いたしました障がい者の雇用推進チームに関してでございます。

様々な団体の意見をというふうなところでございますが、現在のところ岡田委員の御質問で、お答え申し上げました徳島県身体障害者連合会の皆さまでありますとか、徳島県手をつなぐ育成会の皆さまでありますとか、こういった方々を中心にお話をお聞きする予定としております。

年度内に3回程度開催をしまして、方針等を決めていくというふうなことを考えております。

このチームですけれども、年度内だけの設置ではなくて次年度以降も設置をしまして、障がい者の雇用について、あらゆる面で検証していこうというふうなところも考えておるところでございます。

そうした今後の過程の中で委員からお話のございました取組をされているような皆様につきましても、場面を捉えまして、そういうチャンスがありましたらお話も聞いてみたいというふうに思っております。

古川委員

もう大体ここで何をするって決まっていて、ちょっと聞く余裕が今年度はないっていう感じですか。

臼杵教育政策課長

今年度3回程度開催しておくということとしておりまして、今申しました団体の皆様の御理解と御協力によりまして、聞き取り調査を行っておるところでございます。

委員からお話ございましたように、そういった活動されている方々のお話も、今年度、行う中で確認をして、御協力いただきながらお聞きをしてまいりたいというふうに思います。

古川委員

是非、その就労支援している人の意見を聞いて、反映していただきたいなと思います。

時間ちょっとないんで急ぎます。話変わりますが、高校入試の関係で受験生が試験当日に体調崩したり、そういう状況で受けないかんっていう状況になったときに対する、何かこう支援策とかそういうのはどんなことが取られてるんですか。

長町教育創生課長

高校入試に当たって、体調不良等に対する場合の措置ということでございますが、これは追検査を行うこととしております。

古川委員

追検査というと別日程でやるということで、これ導入している都道府県というのは結構多いんですか。

長町教育創生課長

追検査の導入についてでございますが、実施している都道府県もございまして、実施していない都道府県もあるというふうに伺っております。

全国の追検査の実施状況でございますが、政令指定都市も含めた66自治体を対象に、追検査を実施するところが徳島県を含めて9府県市、それから、受検できなかった者を、必要な書類による選考対象とするのが6県市、それから複数回の受検機会を確保しているところが9県市というふうになっております。それ以外のところは追検査を行っていないということになります。

古川委員

追検査をする9府県市の中に入ってるってということで、徳島県、進んでるな、すばらしいなと思いました。

あともう1件、先ほど、就学援助の話とかも出ていましたけれども、高校とか統合とかになって、結構遠距離で通学とか、また下宿をせないかんとか、そういう状況もちょっと増えてくるのかなっていうふうに思ったんですけど、そういう交通費とか下宿代とか多く掛かるところへの支援とかいうのはあるんですか。

藤本学校教育課長

ただいま、通学費の支援に関するということで御質問を頂いたかと思っております。

小中学校につきましては、通学費等については、実費の援助、また過疎地につきましては、自治体がスクールバスを運営する際に、国の補助金等がございます。そういうふうなところで、全ての市町村ではございませんが、そういうふうな形で実施をされているところもあるというふうな状況でございます。

古川委員

高校は。

藤本学校教育課長

高校につきましてということでございますが、高校につきまして通学費という形で今しているところについてちょっと把握がございませんが、奨学金等の中において通学費も対応できるというふうな形になっているかと思えます。

古川委員

奨学金をやっているけども、直接的な援助はないということ。そのあたりも、今後、遠距離通学とかいうことが、どんどん人口の少ない所で高校も減ってきているので、そのあたりも検討もしていかないといけないのかなと感じますので、また検討を進めていただきたいと思います。

あと最後に、今回の一般質問の中で、福祉避難所の問題について聞きましたけれども、特別支援学校等を福祉避難所に検討を進めていただきたいと思いますと思ってるんですけども、このあたりどうですか。なかなか難しいところありますか。

臼杵教育政策課長

福祉避難所に関してでございます。

特別支援学校を福祉避難所に指定というふうなところでございますけれども、この福祉避難所の指定につきましては、市町村が一定の指定要件の下に指定をするというところがございます。そうしたところでございますけれども、こうしたまは市町村がどのような考え方、意向があるかがまず前提となるかというふうに思います。

それ以前の対応といたしまして、今般、担当課を通じまして、特別支援学校に対しまして、今後、市町村から福祉避難所に関しまして、要請でありますとか、協議等があった場合には、しっかりと検討するように依頼をしたというところでございまして、各学校も、前向きに対応していくというふうなお話も頂いているところでございます。

古川委員

最後、臼杵課長、ちょっと固い答弁なんですけども、当然、市町村から言うてこんのというのはあると思いますけど、できるだけ県教育委員会のほうも協力しますからみたいな形で広く門戸を、積極的な協力っていうのをしていただきたいと思います。

西沢委員

ちょっとよく分からないんですよね、学校教育の働き方改革プランていうのは。内容見たら先生が働き過ぎだと。もっともっと効率よく、またその中で日々の生活の質や豊かな教職員人生をと書いてあります。

その中で、教育の質を落とさないということが前提ですけども、非常に分かりにくくて、こんなことできるのかなという、パッと見たらそんな気がするんですけどね。こんなことできるのかな。そらちょっとはできるんでしょ、何かの形ではね。何かを削ればできるでしょう。でも子供たちの教育の質を落とさずにできるんでしょうか。

勤務時間の管理なんかもね、一応はタイムカードでも置けば表向きはできるでしょう。でも、家に持ち帰ったら何にもならんんですけどもね。これはどんなですかね、現実的に。

ピンとこないんですよ、やったらできるんだから。

それともう一つは、いろんな学校の良さがありますよね。例えば公立と私立、田舎の少人数学校と大きな学校、都会の大きな学校とかね。それから元々の学校の格差というものもありますよね。いろいろありますけども、この働き方改革っていうのは見てみましたら、市町村教育委員会と学校と県教育委員会で3者で連携してやるというふうに書いてありますけども、最終的には学校ごとにバラバラでやり方を決めていくということですか。それとも、県全体で統一するんですか。

臼杵教育政策課長

教職員の働き方改革に関してでございます。

本日、御報告を申し上げました、プランを示させていただいておりますけれども、委員からは、今回提示させていただいた働き方改革で、どのように教員の時間を作っていくかというところでございますけども、これまでも教育委員会では働き方改革、教員の多忙化解消ということで、様々な取組をしてきておまして、今日、五つの柱としてお示しをさせていただきましたように、勤務時間の管理と教職員の意識改革、そして、業務の改善、また外部人材の活用とまた部活動の適正化という、様々な形での取組例としてお示しをさせていただきましたところです。

この中には、ICTを活用した業務改善などもございますし、今回お示ししました取組例、業務改善というのをしっかりと我々も実行していきますし、各市町村教育委員会も一体となりましてやっていく。そして、それを受けて各学校でも一体となって取組いただくというところで、それぞれで一体となりながら業務改善を進めていくことによって、教員一人一人の様々な業務の改善、そして、時間を作りだしていくことによって、教職員が子供たちと向き合う時間というのを現在よりも創出していくことによりまして、本県の教育力を高めていこうと、そういう取組でございます。

西沢委員

今のは、まずは各学校で決めてやるっていうことですね。県教育委員会で全体のまとめで一つの方針でやるというんでなくて、この5方針の中でそれぞれを考えてもらうということになるんですね。

臼杵教育政策課長

今回のこのプランの進め方ですけども、例えば県教育委員会でありましたら、県教育委員会として取り組む改善策というのを、スケジュール化を示した中で、ロードマップとして、計画的に取り組んでいくことを考えております。

また、今回提案いたしておりますような取組例を捉えていただきまして、市町村教育委員会でも、その市町村内での業務改善、例えば、学校の退庁時間を市町村内で統一するとか、様々な業務改善に取り組んでいただく。各学校でも同じように各学校で取り組めることを創出していった業務改善を行っていく。

県も支援策をしっかりとやっていきますし、市町村の教育委員会も同じようにしっかりとやっていく。また、学校でも同じようにやっていくと。三者が一体となりながらこの取組

を進めていくと、そういう改善の方針で進むかなというところでございます。

西沢委員

一体といっても最終決定は学校だと。これでええんですか。

3者で話し合いますよ。県が決めて、そのたたき台の中でまた、市町村教育委員会も考えて、また学校。その3者が一体となって一つでまとめてやるとなると、そういう順番的なものがあると思うんですよね、3者で決めると。でも最終的には学校が決めるというのではないですか。

臼杵教育政策課長

例えば、本日お示しをさせていただいておりますプランを捉えて申させていただきますと、3ページに取組の柱としまして、業務改善推進という欄を付けさせていただいております。

ここを見ていただきますと、県教育委員会、市町村、そして学校を取組例という形で、お示しをさせていただいております。

例えば、県教育委員会でありましたら総合教育センターで様々な研修を行っております、その研修に際しまして、テレビ会議を使って移動距離を短縮する南部、西部のサテライト研修ですとか、eラーニング研修を取り入れて研修所までの移動時間の負担を軽減していく。こういう取組は、これは県が本来担うべき役割のところかと思えます。

また、市町村の教育委員会でありましたら、ここでお示ししておりますのは給食費等の公会計化推進ということで、これは今学校のほうで行っております給食費の徴収という業務をこれは市町村のほうで行っていただく。そういう提案でございます。これにつきましては、市町村のほうでないとできないという役割かと思えます。

また、学校を取組例として示しておりますのは、学校行事等の精選・見直しを行っていくというふうなところで、これは、学校でしかできない取組かと思えます。それぞれ3者の役割の中で、それぞれが業務改善を行っていくというところで3者で一体というのは、そういう役割分担の中で一体的に3者で足並みそろえてしっかり頑張っていくと、そういう取組でございます。

西沢委員

ちょっと分かってきました。それぞれの立場での範囲があって、この中で進めていくというの。

ちょっと心配するのは、こういう働き方改革の中で、そういう先ほど言った差、田舎だとか、それから少人数と大人数、それから私立、公立、そういういろんな学校の今までの格差の中で、より格差が広がることのないのかなと。働き方改革は国のほうが示しましたが、その中で学校は学校で最終的に自分の範囲内でやるということになると、より何か公立と私立とか、同じ公立の中で少人数と大人数、田舎と都会というんだったら今回の英語の教育みたいにやっていただくことはできる。でも、公立と私立であれば、あなたはあなた、こっちはこっちですという中で格差が余計開いていったら、徳島県の公立多いんですから、かなり差ができてこないのかなというの、ちょっと心配するわけです。

そういう思いで先ほど、どこが決めるんですかということをやっと聞いてみたんですけど、そんな心配ないですか。

臼杵教育政策課長

今回の働き方改革のこのプランの推進で学校間での格差といいますか、そういうことが生じないかというところかと思えます。

今回の働き方改革プランですけれども、基本的には県内の全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校、これは公立というところになりますけれども、進めていただくこととしたいと思っております。

進めるに当たりましては、本年度働き方改革のモデル事業ということで、重点地域とモデル校というのでも設定もさせていただいておるところでございます。

このプランの中には、この重点地域、モデル校での実践の事例を、またその効果、成果というのでも盛り込んでいきたいというふうに思っております、それぞれが分かりやすく、取り組みやすいプランにさせていただくというふうなことを考えております。

また、県におきましても、先ほど申しましたように改善策を明示もしましてしっかりと支援をしてまいりたいと思っておりますので、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校それぞれがしっかりと取り組んでいただいて、その成果を上げていただけるような実践というものを県教育委員会としてしっかりと後押ししてまいりたいというふうに思っております。

西沢委員

まあちょっと、確かに心配するんですよ。徳島県内だけでなくって県外との教育の差が、そんなところからまたついていったら困るんで、特に徳島県は公立が多いという中で、公立と私立の差というのは、この改革の中ではどう出るのかなとそれが非常に心配です。

それと、もう一つはやはり、子供たち中心よりも、これは教職員が中心の考え方の中から出てきているんで、生徒、児童に対して効果的な教育活動と書いてありますけれども、本当にそういうことが確かに可能なんだろうか、教職員の働き過ぎを是正するという中で、子供たちの教育の質を落とさなくて頑張るといふことは、元々が教職員の働き過ぎというところから来ているんで、どうもこうそのあたりがしっくりこないという気がします。

もう一つ、外部人材等の活用。これはどんなことを考えていますか。

臼杵教育政策課長

このプランの中の外部人材の活用というところでございますけれども、今年度より働き方改革の一貫といたしまして、学校にスクールサポートスタッフという方を導入をしております。

これは、児童生徒への指導や教材研究等に教員が注力できますように、授業準備でありますとか、あるいはコピーでありますとか、そういった事務的な補助を行う方でございますけれども、こうした外部人材の活用、また部活動につきましても部活動指導員ということで、教員の部活動の指導に代わりまして、この部活動指導員が指導すると。

こうした外部人材の活用など、もっと拡充をしていこうというものを考えておるところでございます。

西沢委員

それはボランティアですか。

臼杵教育政策課長

外部人材の活用の中には、ボランティアで地域の皆様の御協力という形で現状頂いているところではございますが、今申しましたスクールサポートスタッフでありますとか、部活動指導員につきましては基本的には県や市町村の非常勤職員ということになります。

無料という形ではなくて、給料という形で謝礼をしておるところでございます

西沢委員

臨時スタッフという感じのもんですね。民間の活用というでも臨時を増やすという形だと思います。あと、ボランティアでやってこられる方、例えば部活動なんかで、バスケットボールなんかで無料でもいいから教えたいという人もいますから、そんな人の積極活用という形のものもありますけども、コピーやったり何やらするというのは、ほぼ当然ながら今までの臨時職員の延長線上かな。だから、最低賃金の人とかね。そんなことの中での話になりますがね。だけどそれを国が補助の範囲を広げてくるとなると出なかったらなかなかしにくいですよ。そこらあたりをしてくれるという話の中でしようけれども、そういうふうにボランティアかなんかの部活動を外部の人が教えてくれるとなると、かなり時間を節約することは可能ですよね。

前から問題になっております、これもまだ直ってないのかな。部活動で遠征に、バスに乗って行って事故を起こしたときは、やはり個人の責任になるんですかね。これは学校が保険を掛けて、その中で事故の対処をしてくれるのかな。それともいまだに個人の責任になるのかな。これ今どうなっていますか。

林体育学校安全課長

部活動のバスということですが、部活動に当たりましては各学校におきまして登録しているバスがございます。それには当然教員も保険を掛けまして、もし事故がありましたら、それで対応ということになっておりますが、子供のほうにも当然保護者の同意を得て、部活動の送り迎えをするというシステムをとっております。

なお、教員の部活動に関する運転が安全に行われるよう、研修を公的なところで実施しているところでございます。

西沢委員

昔、問題になりましたような、誰に責任があるんなというようなことではないわけやね。大分改善されてはきたわけね。今度の今回の外部人材の活用なんかでも、そこらあたりはきっちりしとかんかったら、また起こってからでは困りますんでね、しっかりしてほしいと思います。

この五つの改革というのは、国からこの改革というのは出てきたものですか、推進のための五つの柱というのは。それとも県独自で考えたんですか。

臼杵教育政策課長

五つの柱立てに関してでございます。

これは、昨年度、働き方改革タスクフォースというのを設置いたしまして、学校現場の教職員の皆様から報告書を頂いたところでございます。

この五つの柱というのは、タスクフォースからの提案であった5の柱立ての下で、本県の働き方改革を進めていくんだというところから出たものでございます。

西沢委員

分かりました。私の息子が小学校に行っているときに、やはり毎日日記を書いておりましたね。それで、その日記に一つ一つコメントを書いてくれていました。あれだけでも大変だなと。その上に当然ながら教員のいろんな仕事があって、そういうのを働き方改革の中で、どうやって効率良くするのかなと思いますけれどね。特に小学校の児童なんか預かったら、ほんとにみんな一人一人をちゃんと見ていかなあかん。それらが、働き方改革でどうやって効率よくするのかなというのは、非常に分かりにくい。こうやって整理するのは分かりますよ。でも部外者を入れて採点するわけにいかんでしょ。この担任の先生が把握しとらないかんから、日記なんかは全部自分が把握して、この子はこんな子と、そんで異変があったらそのときに見つけていく。やっぱりそういう成長管理の中でも、そういう日記なんかでも必要なんです。だからなかなかその改善しろって言ったって、私がその先生の立場だって、改善しろって言われたって、どうやってするんだろうなと思っちゃうような気がします。しばらく見てみないと、どういうふうに進めるか分かりませんけどね。

こういうふうに国のほうで決まったんですから、その方向決まりましたから、やらないいけないですけども、子供たちにしわ寄せが行かないように、それからそういう教育の中でやるべきことはやって、トップになれとは言えませんが、そういう子供のために何が一番いいかという考え方の中でしないといかんですけれども、その中で考えていかなあかん。それと、こういう非常に大きな改革の中ではありますけども、子供の成長の中で、例えばどういうふう子供たちを成長させていくんだと。

例えばその日本の学校教育の中で一番残念だったのが、大学を卒業するぐらいのときに、自分の方針を決めるんだと。それまでどっかで受かったら、そこで方針を決めるんじゃないくて、人生設計そのものがね、学校教育の中でちゃんと早期からやっていくとか、そういうことも含めてやらなかったら。そういうところは全部のけといて、教育改革しますよって言ったら本末転倒になっちゃうんですよね。

子供のことを中心にしてまずやらないかん。この働き方改革は、どっちかというと教職員を中心にして、そして言ったら悪いけど後付けで子供たちのことをやってる気がします。じゃなくって、やはり子供のことを中心にしてやるべきことやないかとそう思います。よろしくお願いします。

岩佐副委員長

昨日、台風が来まして大きな影響をしたわけなんですけども、まず簡単に、まだ昨日の今日なので十分に把握はできてないと思うんですが、まず初めに県立学校等、分かる範囲で各市町村も含めてなんですけども、学校施設等への台風による影響であったり、また今日の朝のその学校の開始時間とか臨時休校になってないかとか、そういう状況ってのが分かれば教えてください。

倉橋政策調査幹

台風第24号に伴います臨時休校等の状況ですとか、あるいは被害の状況についてでございます。

まず本日、臨時休業等の措置をとった公立学校の状況でございますけども、臨時休校が1校、自宅待機1校、授業の開始時刻を遅らせた学校が6校となっております。

次に被害状況でございますが、公立学校におけます人的被害は報告されておられません。また物的被害につきましては、県立学校では窓ガラスやテニスコートの防球ネットの破損などの被害報告がございましたが、学校活動に支障を来すような大きな被害の報告は現在ございません。

引き続き各学校や市町村教育委員会などの関係機関と連携して情報収集、災害対応に迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

岩佐副委員長

若干、臨時休校とか、また人的被害はないということなんですけども、窓ガラスが割れたとか、一部破損があったということなんですけども、また来週ぐらいに台風第25号がすぐに来るということで、その辺の対応っていうのをしっかりしていただきたいというふうに思います。

それと、今のが学校教育現場のほうの話なんですけども、それとともにちょっと気になっていたのが、文化財等の被害なんですけれども、これまでも地震とか、また大きなところでは熊本地震で熊本城の石垣が壊れたりとかいう話もありました。

また先日の台風第21号などでは、大阪、京都のあたりでも寺院とかそういう所に大きな被害が出たということもあるんですけども、文化財保護の観点から今回これも昨日の今日なので、情報掴んでいないかも知れませんが、文化財への影響っていうのが、この昨日の台風第24号、またその前の台風第21号、台風第20号あたりでの影響っていうのがあったんでしょうか。

木野内教育文化課長

岩佐副委員長より、文化財の台風の被害状況についての御質問を頂きました。

まず昨日の台風第24号の影響につきましては、現在文化財の管理者でございます市町村教育委員会のほうで、それぞれ現地確認を行っているところでございますが、現時点の情報でございますが文化財の被害報告はございません。

それと御質問いただきました、前回、前々回の台風ということでございますが、9月4日に本県に上陸いたしました台風第21号の関係では、非常に強い風による影響が大き

出ております。

1点、小松島市にごございます県指定天然記念物「櫛淵のフウの木」、これ木の種類でございしますが、フウの木は長さ10メートルの枝が折れるといった被害が出たほか、建造物で、美馬市脇町の伝統的建造物群等におきまして、屋根瓦の落下でありますとか、漆喰のはく離といった影響が出ている状況でございします。

県教育委員会といたしましては、管理者であります市町村教育委員会から被害状況、あるいは対応方針等をしっかりと聞きをしまして、今後の復旧対応について協力、調整をしてみたいと考えております。

岩佐副委員長

先の台風第21号では、割と大きな被害があつて、櫛淵の木も一部折れたというような話もありました。

心配はしてたんですけど、台風第21号の風で民家でもかなり屋根が傷むというような被害があつて、なかなかその対応ができていないところに今回の台風第24号の割と雨も多かったということで、雨漏り等っていうのをかなり心配をしていました。

ちょっといろいろ調べてたら、東北のお寺のブログなんですけども、それはもう震災以降、傷んだところで、この台風第24号でも雨漏りしてるよというような、そんな記事もあつたんですけども、やはり地震等によって直接倒壊をして潰れてしまうというのも一つ大きな被害だとは思んですけども、例えば文書であつたりとか、ふすま絵とか、阿南の平等寺にもあつたりするんですけども、そういう所が雨漏りとかによる被害があつてというのがないのかなっていうのを大変危惧をしてたんですけども、今のところ報告としては上がってきてないということで一安心してるんですけども、これもまた次の台風第25号の影響とかもあるので、しっかりとした備えをしていただかなければいけないと思うんです。これまでには、台風とか以外にも、津波による浸水想定区域にある文化財等々もあるかと思うんですけども、文化財を守るために県はどういうふうな取組をされたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

木野内教育文化課長

副委員長より文化財の防災対策に関して、これまでの県の取組状況について御質問を頂きました。

委員お話しのように地域の重要な文化財につきまして、これを自然災害や津波などの被害から守ることは重要な責務であると認識をしております。

このため、県教育委員会では平成23年に災害発生時の対応手順でありますとか、日常の安全管理などをマニュアル化した文化財災害対応マニュアルを策定いたしまして、文化財所有者や市町村教育委員会、消防等へ配布をし周知を図りますほか、災害対策研修会での研修でありますとか、防災訓練などを実施をしてみりました。

また、それ以降、東日本大震災において文化財の津波被害が非常に甚大でありましたことから、徳島県津波浸水想定に基づきまして、徳島県文化財ハザードマップを取りまとめ、関係者への防災意識の啓発を行ってまいりました。

加えてハード面でございしますが、建造物の耐震化でありますとか、消火設備の設置な

ど、所有者が行う防災対策に支援を行い、ハードソフトの両面から防災対策を進めてきたところでございます。

岩佐副委員長

今のお話の中では、平成23年にいろんな対応手順等をまとめたマニュアル化を行った。ただ、その後に東日本大震災を受けて浸水想定内へのその文化財等の地図上での落とし込みっていうんですかハザードマップを作ったということなので、またその平成23年に作られたマニュアルの中には、このハザードマップっていうのはきちっとは位置付けられてはいないっていうことでよろしいですか。はい、分かりました。

今、浸水想定とか、そこにある文化財をどうやって守っていくかっていうことで研修会また防災訓練等で、その重要な文化財、もし災害があったときには運び出したりとかっていうことをされているとは思いますが、昨日の台風もそうですし、また豪雨災害とかも激甚化とか広域化っていうのが進んでいると思うんですが、やはり、その地元伝わってきた文化っていうんですか、文化財っていうのは、当然人の命であったり財産を守ることも重要なんですが、そういった歴史を重ねてきているものなので、それを失うことっていうのは大変痛手であると思うんです。

その文化財をしっかりと守っていかなければいけないと思うんですが、そのために今後、以前作られたマニュアルっていうのを、それが7年前ということになってくるので、また見直していかないといけないだろうし、その中に先ほどのハザードマップっていうのをまた入れ込んでいく必要もあるかと思えます。

さらには、広域化っていうところもあると思うので、そういうことを踏まえて、そのマニュアルを今後見直ししていく、そういう方針というのはあるんでしょうか。

木野内教育文化課長

副委員長から、最近の災害の激甚化、広域化する状況を踏まえてマニュアルを見直す必要があるのではないかと、また体制をしっかりと強化する必要があるのではないかとのお話を頂きました。

本年は、副委員長からお話のありましたように、全国各地で自然災害が頻発をしております。激甚化、広域化する自然災害への備えはますます重要となると考えております。この中で事前防災・減災対策を更に加速する必要があるというふうに考えております。

副委員長からお話を頂きましたように、私どもの文化財災害対応マニュアルにつきましては、策定後7年が経過している状況でございます。教育文化課におきまして、このマニュアルの改訂に着手をしまいたいと考えております。

改訂に当たりましては、これまで中四国各県あるいは関西広域連合との連携によりまして作成をいたしましたそれぞれ相互支援計画に基づきまして、平時における文化財の基本情報の事前における相互交換でありますとか、いざ災害が発生した際の職員の派遣などの広域支援体制、こちらを本県のマニュアルに反映させますほか、先ほどお話しいただきました津波浸水被害対策を新たに加えることによりまして、大規模災害の教訓に学んだより実効性のあるマニュアルへと充実を図ってまいりたいと考えております。

また、これに加えて、例えば建造物の関係ですと、徳島県文化財マイスター連絡協議会をはじめとする民間の団体等との連携によりまして、官民協働での速やかな応急対応でありますとか、復旧が図られますよう体制整備を進めてまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、県民の財産である貴重な文化財を守り、後世に伝えることができますよう官民一体で南海トラフ巨大地震等の大規模災害を迎え撃つ取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

岩佐副委員長

マニュアルも改訂をしていくということで、今の御答弁にあったように、実効性のあるものにしっかりと見直していただきたいというふうに思います。

そのときに津波の被害っていうのも取り入れていくわけなんですけど、近年、貴重な文化財とかの盗難とか、いたずらというものがあつたりとか、また話聞いたんですけども、委員長の近くでは火災があつて、そこから中の文化財っていうのも運び出せたというようなこともあります。

そういった盗難であつたりとか、火災であつたりとか、そういう内容っていうのも、しっかりとそのマニュアルの中に入れて、大切な宝っていうのを失わないように、そんなマニュアル作りに生かしていただけたらと思っております。それは要望しておきます。

次に朝から幾つか話に出ていたSNSの心の相談の実証実験の件でちょっと教えてほしいんですけども、LINEによって211件の相談件数があつたということなんですけども、それ以外にも通常の電話相談もあるということなんですけども、大体LINEにしたら1日あたり5.6件だったということなんですけども、電話相談は1年中かとは思いますが、電話相談の場合だったらどれぐらいの相談件数が1日平均あるんでしょうか。

大西総合教育センター所長

ただいま、副委員長より電話相談の件数はどれぐらいなのかという御質問を頂きました。

平成29年度におけます電話相談は年間で605件ございました。1日平均し約1.6件で、これは先ほどLINEが9月27日時点で1日平均5.6件ということですので、この電話相談に比べますと1日平均で言いますと4倍近い数字になっているということでございます。

岩佐副委員長

電話相談もあるんですけどもLINEのほうが4倍近いような相談件数があつたということなんですけども、電話でも当然、話をしなきゃいけないっていうことで、ためらうところもあるので、その文字で相談するっていうきっかけとしては、大変有効な話なのかなと思います。

そこで相談をしていったときに、当然LINE上でやりとりをする。それで何往復か、こういう悩みがある、それに対して相談者からこういうアドバイスっていう幾つか相談をしていくと思うんですけども、そこで先ほどの話として今回は重要な緊急を要する案件

というのはなかったということなのですが、6月議会の答弁で重要案件であれば警察等につながりというようなことにそれは今回なかったということなのですが、そのLINEのやりとりで解決すればそこで完結してしまえばベストだとは思いますが、そこでもちょっと悩みとして持っている場合、それをちょっとそのLINE上でやりとりするわけにはいかないと思うのでその悩みっていうのを例えば、身近な人、特に学校などで先生であったり、スクールカウンセラーさんとかにつないでいく必要があるかと思うのですが、今回この事業の委託先っていうのはトランスコスモス社ということなので、外部企業さんになります。そこへ、その生徒さんの学校がどういうところでという両方やりとりしながら聞いていくのか、どここの中学校とか高校って分かったときに、話の中であなたの学校にはこういうスクールカウンセラーさんがいますよとか、先生に相談してみてもいいというようなそういう働き掛けっていうのはできているのでしょうか。

大西総合教育センター所長

相談の中で解決しない場合に、身近な人に相談をしてみてもいいということを行っているのかどうかという御質問でございます。

この、LINEによる相談は基本的にプライバシーを重視していておりますが、そういったやりとりの中で彼らの身近に相談できる人を、お互いのやりとりの中で見つけていくことで、解決につながる方策を相談者とともに考えたり、助言することとしておりますので、委員がおっしゃいましたように、例えば身近にこういう先生やあるいはスクールカウンセラーの方、あるいは友人で相談できる人はいませんかというようなことを、相談者に対してアドバイスしながら相談を進めておるところです。

岩佐副委員長

であれば当然、今回のこの、見せてもらったんですけどLINEのQRコードを読み取ったら登録してトークをしていくわけなんですけれども、最初は徳島県というのは分かると思うのですが、どこの地域のどこの学校からっていうのは分からないっていうふうには思うんですけど、今の話なんかはつないでいくっていうことであればその相談をしてくれる業者の方には徳島の例えばこういう相談員さんがいますよ、この学校には何曜日にスクールカウンセラーさんが来てくれますよっていうそういう情報っていうのは提供されとるのでしょうか。

大西総合教育センター所長

相談員に対して、徳島県でのスクールカウンセラーでありますとか、その他の相談できる方についての情報提供がなされているかという御質問でございますが、いろんな相談機関についての情報提供は行っておるところでございます。ただ、特定の、こういうふうなスクールカウンセラーの方がというような、そういう形で相談者に提示することは今のところないと考えております。

岩佐副委員長

学校それぞれの情報っていうのはないにしても、徳島県の相談窓口の提供ということな

ので、ただ悩みを持つてゐる生徒がLINE上でいろいろやりとりをする。でも先ほどの話で友人関係であったりとかいじめの相談というのものもあるってということなので、その相談者もいろんな知識を持たれとる方だと思ふので、その文字上で解決すればいいとは思ふのですが、それがこう解決をしていく、例えば友人関係とかで悩みをなくしてその、この夏休み明けってというのは不登校防止のためであったりしたわけですから、きちっと問題が解決できるようになる、それが一番身近な学校であったりとかその生徒の環境ってというのは知った人にもしっかりとつないでいくってということも重要なのかなと思ふます。今回、実証実験ということでまたこの後、連絡協議会を立ち上げてそこらを分析をしていくということなので、その次へつながるような検討をしていただきたいと思ふますし、夏休み明けもそうですし、4月、5月のちょうどゴールデンウィークを挟んだあたりとかいうのも学校環境が変わったりとかいうようなところもあるので、また検討できるのであれば来年度初めからでもしていただけたらなと思ふますので、そこらも協議の中で考えていただけたらと思ふます。これも要望だけにしておきます。

後もう1点だけお付き合い願ひます。先日、代表質問の中で岡本議員からあつた恐竜の発掘調査に関しての質問を踏まえてなんですけれども、その中で、今回の9月補正予算の中でもその集中的な発掘であったりとか調査研究など推進事業費っていうのを、今回計上されておるわけなんですけれども、その答弁の中で、NPO団体と町と県の3者で年内を目途に、恐竜発掘活性化協議会を設置するというような答えであつたかと思ふます。その協議会を設置をして県民参加型の発掘の仕組み、また魅力発信の在り方っていうのを検討をしていくということなんですけれども、この活性化協議会について何か方針が出てきているのであれば教えてください。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただ今、副委員長から勝浦町恐竜発掘活性化協議会（仮称）につきまして方針等の御質問を頂きました。勝浦町で発見しました恐竜の化石でございますが、今後の発掘次第では例えばカツウラリュウやトクシマザウルスのような夢のある発見につながることも期待される、徳島の新しい教育観光資源となりうるものと認識いたしております。

こちら、地域活性化に是非使わなければならないということで、地域活性化の取組につきましては年内を目途に、これまで恐竜を活用した地域活性化をしておられましたNPO法人と、若しくは地域の住民の方々と町と県の3者で協議会を設置いたしまして、県民が参加できるような発掘の仕組みですとか、恐竜を核としてどのような魅力発信の在り方があるかなどについて、積極的に協議を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

岩佐副委員長

ということはまだまだこれからということだと思ふんですが、じゃあこれから検討していく中で、答弁にもあつたようにその県民参加型で、私もこの間、文教厚生委員会の県外視察で福井県に行ったんですけども、福井県っていうのが恐竜で有名になっているというようなこともありますので、本当にある意味、まだ埋もれた宝というのか、生かしていく可能性っていうのはまだまだあるかと思ふますが、その県民参加型ということなのでこ

れはもう本当に要望等になっていくかとは思いますが、小学生とか小さな頃からその恐竜っていうものがどういうものか、それは化石から始まるんですけども、例えばそこに親子での発掘体験であったりとかそういう取組も必要だと思いますし、もっと例えば専門的に、岡田委員が昔、掘りに行ったという話も聞くんですけども、高校生とかその地学部とか、ある程度、専門性を持った高校生なんかは例えばそういう所に集中的に発掘調査に加わってもらうというような取組は、今後その協議会等でも協議をしていくべきだとは思いますが、もう一つ注意しなければいけないのは多くの人、今回もわりとニュースにも出てきたということでもいろんな人が関心を持ってやってくる、そういういい意味で人は来てくれるのかもしれませんが、むちゃくちゃに発掘をしてしまう、勝手に触ってしまう、敷地に入ってしまう、少し話を聞いたら掘った後のマナーが悪かったりというようなこともあろうかと思えます。そこらも含めてその協議会でどのように、先ほども言いましたように参加をしてもらいながらも、その宝っていうのを守っていかなくちゃいけないというのを、これからどのように進めていくのかっていうのがもし、何かあればお答えいただけたらと思います。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただ今、副委員長から恐竜化石発掘作業に親子連れの方々や高校生の方々を参加させることはできないか、また山地の保全についても検討する必要があるのではないかというふうな貴重な御意見を頂きました。

徳島の貴重な宝である恐竜化石の発掘作業に、地元徳島の方、特に若い世代の方々が関わることは徳島の魅力を再認識するとともに、徳島に住むことの誇りと豊かさを一層育んでいただける機会を提供できる貴重な場になると思っております。またその一方、今回の発見を機に県内外の多くの方々が恐竜の化石が発見された勝浦町に注目をされていることも事実でございます。そういったことも含めまして今回、発見された地層の価値や重要性等を考慮すれば当然保護していく面もあるかと思っております。

先ほど、説明させていただきました協議会での協議の場におきまして、副委員長から御提案いただきました学生や親子連れの方々も参加できる化石発掘作業の在り方ですか、山地の保全の手法等につきまして議題に加えていただくよう提案させていただきますとともに、一人でも多くの方に徳島の魅力を感じていただけるような仕組みを作っていくことで、恐竜王国徳島の実現につなげてまいりたいというふうに考えております。

岩佐副委員長

力強い御答弁ありがとうございます。これから煮詰めて、地域の宝っていうのをしっかり磨き上げていくとともに、地形とかその周りが荒らされることがないように守っていただきたいと思えます。私の家からも多分15分や20分ぐらいあれば着く所で、ちょうど前回の発見のときも、恐竜の卵とかいろんなお土産品ができたりとかしたので、それも地域の活性化につながることでいいと思えますので、しっかりとした取組で是非、私も行かないかなとは思っているんですけども楽しみにしておりますので、これからの協議会での内容検討を進めていっていただきたいと強く要望して終わります。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

山西委員長

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、10月24日に、県南部において防災教育に関する意見交換会や障がい福祉の推進に関する調査のため関係施設を視察したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時55分）